

(第一類 第二号)

第六十五回国会
衆議院

内閣委員会議録第十二号

(三一五)

昭和四十六年三月二十五日(木曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君

理事 佐藤 文生君

理事 塩谷 一夫君

理事 伊藤惣助丸君

理事 阿部 文男君

理事 加藤 陽三君

理事 辻 寛一君

理事 葉梨 信行君

理事 山口 敏夫君

理事 鈴木 康雄君

理事 東中 光雄君

出席國務大臣

運輸大臣 橋本登美三郎君

建設大臣 根本龍太郎君

出席政府委員

防衛庁参事官 鶴崎 敏君

防衛庁防衛局長 久保 卓也君

運輸大臣官房長 高林 康一君

運輸省船舶局長 田坂 鋭一君

運輸省鉄道監督 山口 真弘君

運輸省航空局長 内村 信行君

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省都市局長 吉兼 三郎君

建設省道路局長 高橋国一郎君

委員外の出席者

防衛庁経理局施設課長 藤山 昭二君

外務省アメリカ局外務参事官 橋 正忠君

外務省アメリカ局安全保障課長 官川 涉君

運輸省航空局技術部長 金井 洋君

建設省都市局参事官 石川 邦夫君
日本国有鉄道建設局長 内田 隆滋君
内閣委員会調査室長 茨木 純一君

委員の異動

三月二十五日

辞任

受田 新吉君

同日

辞任

竹本 孫一君

同日

補欠選任

受田 新吉君

同日

補欠選任

受田 新吉君

同日

補欠選任

受田 新吉君

同日

補欠選任

受田 新吉君

同日

補欠選任

受田 新吉君

同日

補欠選任

受田 新吉君

同日

補欠選任

受田 新吉君

同日

補欠選任

受田 新吉君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤惣助丸君。

○伊藤(惣)委員 運輸省設置法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、米軍基地の返還に伴うところの、その民間航空等の使用、また航空管制等について質問したいと思ひます。

御存じのように、昭和四十五年十二月二十一日の日米安保協定委員会第十二回会合で大幅な基地の縮小計画が発表されたわけであり、それに伴ひますと、日本側から愛知外務大臣、中曾根防衛庁長官、米軍側からはマイヤー駐日大使、マッケーン太平洋軍總司令官が出席して、大要次のような話し合いが行なわれたわけですが、それはニクソン・ドクトリンというものの沿って日本及び他の極東地域に対する安全保障を果したためのいわば米国の能力を最低限に残し、そして極東にある、特に日本にある米軍基地の施設を徹底的に再検討して、そしていよいよその施設、区域というものを縮小する、こういうことでございます。その大部分は米国に戻るかまたは日本国あるいは極東地域内に移駐される。そしてそれによりまして、特に運輸省に關係ある問題だけを申し上げますと、板付飛行場あるいはまた厚木飛行場、それから横須賀の艦艇施設ですか、こういったものが縮小されるということであり、また、

そこで、いままでしばしばその縮小計画については運輸省及び防衛庁等において話し合いをしておる、検討中であるというふうにいわれてまいりましたが、聞くところによりますと、だいぶ事務レベルでの話し合いが煮詰まってきた。しかも六月三十日までにはその結果を、あるいはまた話し合いの今後の使用状況などを明らかにする關係からそのような進捗状況がある、このように承っておりますので、順次これらの基地に対する運輸省の考え方について伺いたいと思ひます。

まず厚木飛行場であり、これは六月末までに移駐する、そして共同使用が行なわれる、こういうふうにいわれておりますが、まず初めに運輸省のいままでの話し合いの経過と、それから六月以降における運輸省としての基本的な構想を伺いたいと思ひます。

○内村(信)政府委員 厚木飛行場について申し上げます。

厚木飛行場につきましては、私どもかねがね民航の基地として使いたいというふうな希望を持っておりますけれども、いろいろ防衛庁のほうとも話し合いをいたしました結果、管理は防衛庁において行なう、それから民航も共同使用してもらうというふうなことで、話がついております。そこで、私もいろいろといたしましては、羽田もだんだん詰まってきたり、御存じのとおりでございますけれども、一方成田のほうも、まだいまいち急速に開港というふうには至らないというところでございますので、厚木というものをやはり民航に使ってまいらなさい、民航の需要はございというふうなことが実情でございます。

そこで、先生御指摘のございましたように六月末、七月一日でございますが、移管されるわけでございますけれども、それに先立ちましては、

賀の艦艇施設ですか、こういういったものが縮小されるということであり、また、

そこで、いままでしばしばその縮小計画については運輸省及び防衛庁等において話し合いをしておる、検討中であるというふうにいわれてまいりましたが、聞くところによりますと、だいぶ事務レベルでの話し合いが煮詰まってきた。しかも六月三十日までにはその結果を、あるいはまた話し合いの今後の使用状況などを明らかにする關係からそのような進捗状況がある、このように承っておりますので、順次これらの基地に対する運輸省の考え方について伺いたいと思ひます。

まず厚木飛行場であり、これは六月末までに移駐する、そして共同使用が行なわれる、こういうふうにいわれておりますが、まず初めに運輸省のいままでの話し合いの経過と、それから六月以降における運輸省としての基本的な構想を伺いたいと思ひます。

○内村(信)政府委員 厚木飛行場について申し上げます。

厚木飛行場につきましては、私どもかねがね民航の基地として使いたいというふうな希望を持っておりますけれども、いろいろ防衛庁のほうとも話し合いをいたしました結果、管理は防衛庁において行なう、それから民航も共同使用してもらうというふうなことで、話がついております。そこで、私もいろいろといたしましては、羽田もだんだん詰まってきたり、御存じのとおりでございますけれども、一方成田のほうも、まだいまいち急速に開港というふうには至らないというところでございますので、厚木というものをやはり民航に使ってまいらなさい、民航の需要はございというふうなことが実情でございます。

そこで、先生御指摘のございましたように六月末、七月一日でございますが、移管されるわけでございますけれども、それに先立ちましては、

賀の艦艇施設ですか、こういういったものが縮小されるということであり、また、

そこで、いままでしばしばその縮小計画については運輸省及び防衛庁等において話し合いをしておる、検討中であるというふうにいわれてまいりましたが、聞くところによりますと、だいぶ事務レベルでの話し合いが煮詰まってきた。しかも六月三十日までにはその結果を、あるいはまた話し合いの今後の使用状況などを明らかにする關係からそのような進捗状況がある、このように承っておりますので、順次これらの基地に対する運輸省の考え方について伺いたいと思ひます。

まず厚木飛行場であり、これは六月末までに移駐する、そして共同使用が行なわれる、こういうふうにいわれておりますが、まず初めに運輸省のいままでの話し合いの経過と、それから六月以降における運輸省としての基本的な構想を伺いたいと思ひます。

○内村(信)政府委員 厚木飛行場について申し上げます。

厚木飛行場につきましては、私どもかねがね民航の基地として使いたいというふうな希望を持っておりますけれども、いろいろ防衛庁のほうとも話し合いをいたしました結果、管理は防衛庁において行なう、それから民航も共同使用してもらうというふうなことで、話がついております。そこで、私もいろいろといたしましては、羽田もだんだん詰まってきたり、御存じのとおりでございますけれども、一方成田のほうも、まだいまいち急速に開港というふうには至らないというところでございますので、厚木というものをやはり民航に使ってまいらなさい、民航の需要はございというふうなことが実情でございます。

そこで、先生御指摘のございましたように六月末、七月一日でございますが、移管されるわけでございますけれども、それに先立ちましては、

賀の艦艇施設ですか、こういういったものが縮小されるということであり、また、

そこで、いままでしばしばその縮小計画については運輸省及び防衛庁等において話し合いをしておる、検討中であるというふうにいわれてまいりましたが、聞くところによりますと、だいぶ事務レベルでの話し合いが煮詰まってきた。しかも六月三十日までにはその結果を、あるいはまた話し合いの今後の使用状況などを明らかにする關係からそのような進捗状況がある、このように承っておりますので、順次これらの基地に対する運輸省の考え方について伺いたいと思ひます。

まず厚木飛行場であり、これは六月末までに移駐する、そして共同使用が行なわれる、こういうふうにいわれておりますが、まず初めに運輸省のいままでの話し合いの経過と、それから六月以降における運輸省としての基本的な構想を伺いたいと思ひます。

○内村(信)政府委員 厚木飛行場について申し上げます。

厚木飛行場につきましては、私どもかねがね民航の基地として使いたいというふうな希望を持っておりますけれども、いろいろ防衛庁のほうとも話し合いをいたしました結果、管理は防衛庁において行なう、それから民航も共同使用してもらうというふうなことで、話がついております。そこで、私もいろいろといたしましては、羽田もだんだん詰まってきたり、御存じのとおりでございますけれども、一方成田のほうも、まだいまいち急速に開港というふうには至らないというところでございますので、厚木というものをやはり民航に使ってまいらなさい、民航の需要はございというふうなことが実情でございます。

そこで、先生御指摘のございましたように六月末、七月一日でございますが、移管されるわけでございますけれども、それに先立ちましては、

賀の艦艇施設ですか、こういういったものが縮小されるということであり、また、

そこで、いままでしばしばその縮小計画については運輸省及び防衛庁等において話し合いをしておる、検討中であるというふうにいわれてまいりましたが、聞くところによりますと、だいぶ事務レベルでの話し合いが煮詰まってきた。しかも六月三十日までにはその結果を、あるいはまた話し合いの今後の使用状況などを明らかにする關係からそのような進捗状況がある、このように承っておりますので、順次これらの基地に対する運輸省の考え方について伺いたいと思ひます。

まず厚木飛行場であり、これは六月末までに移駐する、そして共同使用が行なわれる、こういうふうにいわれておりますが、まず初めに運輸省のいままでの話し合いの経過と、それから六月以降における運輸省としての基本的な構想を伺いたいと思ひます。

第一類 第一号

内閣委員会議録第十二号 昭和四十六年三月二十五日

厚木を使わしてもらいたいというのが率直な私どもの希望でございます。そこで、これはそれまでの間は防衛施設ないし米軍の管理でございますので、そちらのほうともいろいろ話し合いをいたしまして、また地元の方にもいろいろな御意見がございまして、騒音が非常にやかましいので民間機が来てもらっては困る、こういうふうな強い御意見もございまして、その辺もいろいろ実情を御説明申し上げながら何とか早く使わせてもらいたいということをいま折衝の段階でございます。したがって、移管される前からも実は使わしていただきた。それから移管された後、これは七月一日からなると思っておりますけれども、防衛庁のほうといまお話をいたしまして、やはりある程度民航にも使わしていただきたいということで現在折衝中ということでございまして、大体このような経過をたどっております。

○伊藤(憲)委員 たいだいまのお話によりますと、防衛庁が一応管理して民間航空にも使わしていただくということなんですが、防衛庁に伺いたいんですが、私たちから見ますと、現在の周辺にも飛行場がたくさんあります。たとえば百里、下総、また埼玉県の人間などがあるわけでありまして、近郊に現在自衛隊は四つ飛行場を持っております。にもかかわらず、なおかつ厚木についても自衛隊管理の上に自衛隊が使うという使用目的ですか、使用態様というものを、わかりましたらひとつ聞かせていただきたい。

○久保政府委員 いまの問題は、二つの面から見る必要があると思っております。一つの面は、航空交通の安全の面でありまして、この面からいいますと、航空路が、図面でごらんになると非常によくわかるのですけれども、関東地方の東半分というのは非常にふくそういたしております。そういう点からいいますと、できるならば、たとえば民航と軍用機といいますが、自衛隊機とは分けたほうがよろしい、ジェット機とプロペラ機は分けたほうがよろしいというふう

でありまして、なるべく分離交通がよろしいということ。非常にふくそうした中で、なるべくならばそういった事態を航空交通の安全のために避けていきたいという分野が一つあります。それからもう一つの分野は、下総の飛行場を現在使っておりますけれども、いま申し上げましたような事情がありますので、訓練の上で進路とい

いますか、航路が非常に制限されます。どうしても民間航空を優先すべきでありますので、わがほうは訓練のためにそういう点で支障がたいへんあるということ。それから救難なんかの場合に出かけていきますけれども、航空路が非常に狭い分野に制限されます。そういう点からいいますと、関東地方の西半分のほうはわりあいすいていという意味で、厚木の飛行場を利用したいということでありまして、また、かたがた厚木の飛行場は、米軍としてもいわゆるリエントリーといいますが、再使用ということで留保を非常に強く希望しておりますので、やはり米軍の、いうならば軍用機と自衛隊機との共存のほうを望ましいということでありまして、ただ、先ほど航空局長も申されましたように、民航の需要ということも、たいへん関東地方の動きは強いのでありますので、私先ほど言いました分離交通の上からは支障があるわけでありまして、けれども、やむを得ず共同使用の形で進むのが妥当ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○伊藤(憲)委員 自衛隊のほうは民間と共同使用する。そしてまた状況については、なるべく分離交通にしてスムーズにしたいということでありまして、私がいろいろ調査していきまして、現在の日本における民間航空というのは飽和点にきているのではないかとおもうのです。そういうような状況の中で、残された飛行場は横田とか厚木とか、関東周辺においては重要な大きな飛行場があるわけでありまして、それに対する運輸省の期待と、また現在のどんだんなぎのばりに利用される飛行場の需要といえますか、そういうことからいっても、これはもうたいへん重要な国策の一つであ

るといふふうに考えられるわけでありまして。たしか羽田は一分半に二機の離着陸がある。しかも年国内で三〇%、国際線でも二〇%の伸びがきていて、というようなことを聞いているのですが、まず民間航空の実態を簡単に伺いたいですか。

○内村(信)政府委員 たいだいま先生からお話のございましたように、民間航空の伸びは、国際航空もあるいは国内航空も非常に著しく伸びております。そこで国際航空につきましては、先生おっしゃいましたように二〇%、大体この三年間くらい平均して伸びております。内航空も三〇%というふうな伸びでございます。そこで現在、これはちよつと古うございしますが、昭和四十年をとりまして、国際線が約二百八十万くらい、それから国内線のほうが大体二千二百萬くらいでございます。大体そういうふうな趨勢で伸びてまいりますので、昭和五十年になりますと、おそらく国内線が四千万くらい、それから国際線が一千万くらい、そういうふうな数になるのではないかとおもうふうに、これはマクロでございしますが、一応想定はされます。さらにそれが昭和六十年ごろになりますと、国内線が一億五千万、国際線が四千万といたつたような相当大きな爆発的な伸びを示してくるとはならないかというふうに一応想定されるのでございまして。

そこで一番問題になりますのは、飛行場の問題でございます。飛行場につきましては、もちろん新全線あたりにおきましては、国内の地域の均衡ある発展、国土の均衡ある発展というふうなことから、全国土を平均的に発展させようというふうな施策がとられておりますけれども、それが実現いたしまして各地方、地域というものが発展いたしますといたしまして、やはりどうしても中心になる東京なり大阪なりというところが交通上の中心点として存在しなければならぬ。したがって、将来のパターンから申しますと、東京と地方、あるいは大阪と地方、こういうふうなパターンというものがどうしても主軸とならざるを得ないだらう

うというふうに私も考えております。そこで、どうしても東京と大阪を中心にして空港というものを整備していかなければならぬというのが今後の航空のやはり大きな方向ではないかというふうに考えております。

そこで私も、先生先ほどおっしゃいましたように、羽田につきましてはもう飽和状態に達しておりますので、これにつきましては、早く成田空港をつくりまして国際線をそこに移しますと、国内線が相当余裕が出てまいります。そこで使うということがオーソドックスな姿でございますけれども、それにしても、まだ成田はいますぐというわけにまいりません。したがって、幸いにして厚木等の移管が行なわれますれば、その厚木等につきましては、少なくとも成田ができた段階では民航に使わしていただく。それからまた成田ができましたと、あと羽田の能力にはやはり限界がございしますので、ここ数年たちますとまた再び羽田が一ぱいになるであらう。そういうときは、さらに厚木をもう少し本格的に使わしていただきたい、これは希望でございます。

それから、さらにその先これもまた詰まっております。その際には現在の羽田空港、これをさらに埋め立てて拡張いたしてまいり、それで滑走路をふやしていくというふうな方向で考えてまいり。さらにその後成田もまた将来詰まってしまう。さらにその後は横田等の返還を計画に入れますと、そこを国際線にも使つてまいらうということを長期的には考えていかなければならぬだらう。

まあ、このぐらいをやりますと、東京近郊と申しますか周辺では、いわゆる主要な空港というものはもうリミットではないか。それ以上はちよつとできかねるというふうなことではないかというふうに考えております。それから大阪につきましては、伊丹空港がたしか昭和四十四年間で年間の離発着が十二万回くらいあります。それで、これもこのまままいりますと来年度にはもうリミットにくるだらうというふう

航空機による旅客輸送というものは重視をしていかなければなりませんので、できるだけ民間航空に使っていききたい、こういうことでありますが、これは防衛庁長官とも話し合っておるのですけれども、一朝事あるときは当然それらの飛行場が使われるのですから、ふだんはできるだけ民間航空で使える道を講じておいてもらいたい、かように要請はいたしております。しかし、防衛庁長官が言っておるように専守防衛国家ということに決まっていますと、やはり国防というものをやるがせになりますので、今後の問題はどこが所管するかきませんので、今後の問題はどこが所管するとか専用飛行場とかいうことだけでなく、問題はやはりお互いが十分に理解し合つて、現実に必要な面はお互いに譲り合うということであれば運営上はうまくいくのではなからうか。たとえば千歳飛行場は自衛隊の飛行場でありますけれども、民間飛行場としてかなり自衛隊も協力してやつてくれっております。したがって厚木が返還されるにつきますしても、ただいま防衛局長のほうから話がありましたが、たゞ比較的民間航空のじやまにならないような仕事を中心である、したがって民間航空を上においてできるだけの便宜をはからおう、こゝ上のような見地のようでありますから、運用上というふうに十分に目的を達成することができるとはいない。

ただ私たちが心配しておるのは、民間機がいわゆるジェット機でありますから、付近の市町村に對してある意味における公害問題があるわけでありまして、これをやはり十分に考えてやらなければならぬわけでありまして、たとえば厚木飛行場が自衛隊管理飛行場であるということになれば、その場合に実は自衛隊の飛行機は公害がない。ところが民間飛行機のほうが騒音上の公害があるのです。そこで主官がいわゆる自衛隊であるためにそういう問題の解決についての問題があるかと思ふのです。そういうことについてはひとつ十分によく話し合つて——もちろん私はできれば将来も一つくらいは、東京の付近に中型といひますか、そういう飛行場が民間飛行場としてあつていいと思ひますけれども、ただ民間飛行場の場合、いま申したように相当ジェット機が飛びますので、民間の諸君にもいろいろ迷惑をかけるということがありますから、そういう場合において、いやあれはおれのほうの飛行機がやつたのじゃないんだというところで、所管違いのために騒音対策がおくれをとるといふことであれば付近の皆さんに申しわけがない。こういう意味においては、その所管がどうであれ、その騒音対策あるいは公害対策等については十分に積極的に取り組まなければならぬ、こう考えておる次第であります。

○伊藤(憲)委員 もう少し具体的に伺いたいですけれども、厚木の飛行場が民間に開放される場合は、主要滑走路をどこをどういうふうにするのか、それから国内便の移転計画はどの国内航空を持つてくる考へなのか、それからいつから具体的にその運輸といひますか、それをやるのか、その辺伺いたいと思ひます。

○内村(信)政府委員 厚木の使い方でございますが、厚木は現在滑走路は一本でございまして、したがひまして、滑走路は一本を共用することにいたします。それからエプロンその他の地区でございまして、これはまだどこをどういうふうに分けるかというところは最終的に決定しておりません。ただ、さしあたりにつきましては、昨年の夏一時

使用させていたことがございます。その程度のことをその程度の場所ですべていきたいと思います。これは一つの暫定的な問題として、この五月、六月ごろの話でございまして。

そこで、いつからということでございますけれども、これは先ほどもちよつと申し上げましたが、私も思つておられますけれども、地元の方々にやはり相当な反対がございまして、そこで、これを無理押しにしてやつてしまふということとは私どもも避けなければいかぬと思つておりますので、なるべく地元の方々によくお話しいたしまして、御理解を得まして、その上で使つていきたいと思います。いま考へておりますので、それにつきましては、いさぐさということとはちよつと申し上げかねる段階でございます。

それから機種、航空会社でございますけれども、航空会社につきましては、特にどこもこの航空会社というふうに限定して考へておるわけではございませんが、現在全日空は希望しておるようでございます。それから、少なくとも現段階におきましてはジェット機は入れない。YSとかフレンドシップというプロペラ機、これをさしあたりは少なくとも考へていきたいというふうには考へております。

○伊藤(憲)委員 大体防衛庁と事務的に話し合ひが煮詰まつていて聞いているのですが、その点どうなのか。煮詰まつていて聞いているのですが、その点、たとえば騒音対策であるとか周辺整備法の適用等について問題があるというところで、それがネックになつていて聞いているという状況があるかどうか。防衛庁、その点どうなんですか。と思うのですが、残念ながら米海軍の態度がいま一步はつきりしない面があります。当初、米海軍のほうでは相当程度日本側に返還するような意向でありましたが、やはり極東の空気を反映してでありまして、あるいは米側の予算の問題もあるかもしれません。だいが留保する余地があるようでありまして、そういう面で、まだ具体的に厚木の基地のうちのどの分野を米側が持ち、どの分野を

わがほうが持つかということがきわめて明確だという形になつておりません。およその方向はそうなつておりますけれども、そういうことで、運輸省と話し合ひがいま一步煮詰まらない面がございまして、しかし、海上自衛隊といひましては、無難なことを言わないで、なるべく民航との共存を考へるという方向で現在話を進めております。なお、先ほど航空局長の言われましては、あつたの使用といふことは、まず第一には米軍のほうの了承を得てでありまして、この四月以降では、返還になりますので、海上自衛隊との共同使用といふか、こうで進む予定になつております。

○伊藤(憲)委員 米海軍の態度がはつきりしないのでこちらも困つておるようではあります。そういう点なんか、合同委員会をしようというやつていふわけですね、ですから、米政府としてもニクソン・ドクトリンという一つの縮小計画があるわけですから、しかも向こうの年度計画の中で考へておるわけでありまして、むしろ向こうの態度を見るよりも、こちらから前向きに積極的に、その点なんかもこうすべきだ、こういう計画がある、これを認めてほしいというくらいに強く要求すべきだと私は思ひます。その点、要望しておきます。

それで、横須賀であります。横須賀のほうはいままでどういう方向で話が進められていたのか、そして今後の使用大綱といひますか、そういう点もあわせて伺いたいと思ひます。

○鶴崎政府委員 昨年の十二月二十一日の安保協定委員会におきまして、横須賀の地区につきましては、現在横須賀にありますが米海軍の司令部はかなり縮小された形で存続をする。それから第七艦隊の旗艦オクラホマシティあるいは第七潜水隊群の補給支援活動の一部は佐世保に移る。それからSRF地区といひますか、艦船修理部の地区につきましては、第六ドックは従来どおり米軍が保持をして、第一から第五のドックについては日本側に返還する。しかしながら、返還した後におきましても契約の措置によりましてやはり米軍として

ては艦船の修理に利用したい、こういう希望を表明をいたしております。

それからなお、艦船修理部以外の横須賀の基地の部分につきまして、今後横須賀周辺にありまして海上自衛隊の施設をその中に集約をしたいという日本側の希望がございまして、その部分返還について日米間で今後とも協議を進めていく、こういうような形になつておるわけでございます。

なお、この横須賀地区の労働者につきましても、かなり大量の整理が予告をされておるという状態でございます。そこで一番問題になりますのは、SRFの地区の米側から返還された後の運営をどうするかといふことでございますが、これにつきましては、いま申し上げました米側が引き続き契約等によつて使いたいという条件がございまして、この希望に沿うような方向で運営を考へなければならぬということがまず第一点でございます。

それから次に、海上自衛隊の持つております艦船の修理、これが現在の造船業界の実情から必ずしも思うようにいかない。御承知のように造船業界はかなり先までいろいろ注文を受けておるというところで、たいへん手の込む自衛隊の艦船の修理が引き受け手があまりないという事情がございまして、そこで、SRFの施設を海上自衛隊の艦船の修理にも利用したいということが第二点でございます。

それから第三点としましては、やはり地元としてはこの施設をなるべく民間企業に利用させて、地元の発展をはかりたいという希望がございまして、いま申し上げました米軍あるいは自衛隊の用を充足した上、さらに余力があればそういった民間企業の利用にも供したいということ。

それからもう一つは、先ほどもちよつと触れましたけれども、労働者がかなり大量に整理をされるというところでございまして、その運営方針をきめるにあつては、なるべく労働者を救済する方向で、それを吸収する方向で考へなければならぬ。こういったいろいろな要素があるわけでは

四

ざいますが、こういった点を防衛庁としてもこれまで検討を重ねてまいりました。

まず一つ言えることは、このSRFの施設は国有財産でございますが、将来の防衛ということも考えた場合には、これを民間に売り払うということとは適切ではないんじゃないかということで、国有的なままで保持していきたいという考えであります。しかしながら、その運営にあたりましては、いま申し上げましたいろいろな要素を考えあわせまして、一部については自衛隊の直営、それから他の部分につきましては民間に運営をゆだねる、こういった線で現在考えておりますが、具体的な詳細につきましてはまだ決定の段階に至っておりません。それからなお、この問題はもちろん各省とも御相談をしなければなりませんし、また地元の御意向も聞かなければなりませんけれども、そういったことで、現在関係各省とも協議を進めつつあるという状況でございます。

○伊藤(憲)委員 運輸省の船舶局長に伺いたいのですが、運輸省はどういう考え方でいるのか。それからこの船舶の修理施設というのは非常に大きな規模ですね。六号ドックが一番大きいようです。公明党の総点検でも、エンタープライズも収容可能だというふうに、私たちは調査しているわけでありまして、なぜそれだけ残したのか。さらにまた現在という規模で行なわれているのか。

また四十五年の一月二十九日ですか、朝日新聞で民間の企業の下請が行なわれたと言われております。どこで下請したのか。また契約高はどのくらいあったのか。その点なんかもあわせて伺いたいと思います。

○田坂政府委員 横須賀の艦艇修繕基地につきましては、船舶の最近のような顕著な増勢によりまして、その修繕の需給が非常に全般的に逼迫いたしております。現在ようやくバランスをいたしております。このまま進みますと、近い将来そのバランスがくずれてくるというふうな状態にございますので、私も現在、この船舶修繕体制の今後の整備ということ、鋭意検討を進めておるわけでござ

います。この船舶の修繕という観点から、修繕体制の整備という観点から、返還されます横須賀SRFにつきましても、その一環として考えていきたいというのが基本の考えでございます。

ただ、先ほど防衛庁側からお話ございましたように、米軍側の期待並びに防衛庁艦艇の修繕が今日非常に困難な状態にあるということも実情でありますし、また今後の防衛体制ということもあわせて考える必要があるということでございまして、そういうものを加味した形で全般的な船舶の修繕に寄与するということが可能性、その効率性、効用性、そういうものをあげていくという方向で検討を進めておる次第でございます。ただ、そういう観点に立ちまして、先ほど防衛庁から申されましたように、防衛庁の細部の計画が立ちますのを私も現在見守りながら検討を進めておる次第でございます。

それから、六号ドックの返還が見合えられたということにつきましては、私も、いかなる理由でこういう事態になったかは、その細部につきましても情報を得ておりません。それからSRFの従来の運営の形態、この詳細についても、私の所管でございませんで、残念ながら資料を得ておりませんので御答弁できかねます。

○伊藤(憲)委員 防衛庁にお伺いします。

○鶴崎政府委員 ただいまの第六号ドックを米側が返還しなかつた理由でございまして、これは御承知のように、今後といえどもアメリカの空母といふものは横須賀に寄港するというようなことから、この空母の着岸する岸壁、それから空母を収容することの可能な唯一のドックであります六号ドックといふものは、この重要性から見て米側は留保するのではなからうか、これは明確にその理由を日本側に提示してきたわけではございませんが、われわれの推測としてはそういうことでは

ございます。それから、従来のSRFの施設の使用実績でございますが、一九六八会計年度におきます実績としましては、いわゆるオーパーホールが二十一

隻、それから局所的な修理をやつたものが五百七隻、それから船舶の改造が八隻、合計五百三十六隻ということでございます。これを同じ年度をとりますと、金額的には二百八十八万四千ドル程度というところでございます。

それから、このドックの規模でございますが、御参考に申し上げますと、第一ドックが排水トンでいきますと二千六百トン、第二ドックが三千五百トン、第三ドックが二千二百トン、第四ドックが一万五千トン、第五号が三万三千トン、第六号が六万トンという形になっております。

○伊藤(憲)委員 いわば経営難といえますか、仕事がなくつたので日本の民間企業の下請を始めたということですが、これは事実ですね。

○鶴崎政府委員 この数年間におきますSRFの使用の状況でございますが、米艦艇の修理の業務がだんだん減つてきました。そうしますと労働者が半艘上陸といふような状態になってきたようです。ところが、そうしますと、手当その他の労働者の収入が減つてくるということで、それを救済する意味合いにおきまして、米側が地元に住友重機と相談をしまして、このSRFの施設を住友重機に利用を認める形においてこの労働者を使って民間の仕事をする。そのかわり、その給料は住友重機が負担し、なお国有財産の使用料は国に納めた、こういう労働者救済の意味合いにおいて、この民間施設の使用を認めたという実績はございます。

○伊藤(憲)委員 なお詳細には、事実のことはよくわかりませんが、ただ日本が無償で提供した施設を使って米軍が事業をするという一つの前例といひますか、こういうことになるのじゃないかと思ふのです。先ほどの労働者救済のためというその趣旨には、私はやむを得ない面もあるだろうと思ひますが、ただそのことが一つは前例になる、要するに安保条約に反して一つは目的外使用になるのじゃないか、こう私は思ふのですが、その点いかがですか。

○鶴崎政府委員 地位協定の二条四項(a)によりまして、米軍に提供している施設は、提供目的を阻害しない範囲内において日本国政府あるいは日本国民に使用を許すことができるということになっております。したがって、米軍に提供した施設といへども、それに余裕がある場合はそれを活用するという道が開かれておりました。ただいま申し上げましたSRFの処置も、合同委員会の合意に基づいて、そういう地位協定の条項に照らして使用を許した、そういう形でございまして、

○伊藤(憲)委員 なおこの辺はちょっと問題があるのじゃないかと思うのですが、いずれにしても、そういうことは今回初めてですね。いままでも過去にありますか。

それと、なお伺いたい点は、先ほど海上自衛隊が使用したいというのは、これは六号ドックを除いて全部海上自衛隊が使用したいというのか、それとも民間ならば、どういう計画またどういふ話し合いが具体的になされているのか、その構想もあわせて伺いたいと思ひます。

○鶴崎政府委員 先ほど申し上げましたように、第六号ドックは、これは米軍が依然として保持をするということで、返還になります一五号のドックにつきましては、その一部は海上自衛隊が直営でやる、残りの一部については民営にゆだねるという方向で現在検討しておりますけれども、具体的な詳細な内容についてはまだきまつておりません。そういう状況でございます。

○伊藤(憲)委員 海上自衛隊が希望しているドックはどこでございましてか。

○鶴崎政府委員 海上自衛隊として希望いたしておりますのは、一号から四号でございます。しかしながら、これについてはまだ検討の余地があるのではなからうか、こういうふうに考えております。

○伊藤(憲)委員 そうしますと、前の海軍工廠のようなのを考慮して艦艇の修理をするということでありましてか。

○鶴崎政府委員 戦時中の海軍工廠は、御承知のように修理だけでなく艦艇の建造もやつてお

たというようなことで、たいへん大規模の企業体のような形をなしておりますけれども、現在われわれが考えておりますのは、非常にこの海上自衛隊の艦艇の修理に不自由しておる中で、その不自由を幾分でも緩和したいという程度でございます。このSRF施設の一部を直営で使うことになりまして、とうてい現在の海上自衛隊の艦艇の修理を全部やるところまでいきません。たとえそうなりまして、その一部ができるという程度で、その不自由さを若干緩和できるという程度のことで、とても戦時中の工廠というようなものとは全く比較にならないほど規模の小さいものである、こういうふうにおかれれば判断しております。

○伊藤(憲)委員 これは一昨年ですが、「装備の生産及び開発に関する基本方針」というのが事務次官通達で出ておりますが、これによりまして、防衛産業に対する基本的な防衛庁の生産大綱が載っているわけです。これによりまして、防衛産業というのは適正な競争原理の導入を考えて、民間を中心としてやることがあるわけですね。そうしますと、そういう、昔のような規模ではないにしても、海軍工廠というもののような性格を持つドックをつくるということは、この方針に触れるのじゃないか。私たちはむしろこのことを出したことによつて、適正な価格での調達とか、または競争原理を導入することによつて、装備品を安くつくるんだ、将来ともに自衛隊ではそういうものは持たないというのを、質問の上で長官は明らかにしたわけですが、これは長官に聞いてみなければわかりませんが、そういうことについてはどういう考えでいるのか。

○鶴崎政府委員 ただいまのお話は、防衛庁の必要としますいろいろな兵器の調達についての基本的な考え方であるかと思ひます。ところが、ただいま申し上げましたのは、もちろん民業の圧迫になるようなものではございませんし、海上自衛隊自体が非常に艦艇の修繕に不自由をしていて、その困難性を若干でも緩和しようということで、

その基本原則に反するものとはわれわれ考えておりません。なお、現在横須賀地区には艦艇の造修所というものがございまして、それを若干規模を拡大した形でSRFの基地を利用したい、こういうことでございまして。

○伊藤(憲)委員 私もつづきに実態を知りませんので、私なりに疑問は残るわけですが、その基本原則の中でやるといふお話でありますので、一応この問題は、また次回にお話を伺いたいと思っております。いずれにしても、この「装備の生産及び開発に関する基本方針」というものは、これはまだ出したばかりでございますし、これに沿った方向でいくべきであるとは私には考えられません。しかもドックが一号から四号までといふと、それは相当な規模じゃないかと私は考えます。それで、この問題も、さらに私たちも研究したいと思ひますが、いずれにしても、海軍工廠に比べるような施設は、私は、すきではないのじゃないか、そういうふうには思ひます。

そのほか伺いたいのは、立川飛行場があります。この返還の見通しですね。それから自衛隊の利用計画があるというふうな考えられておるといふふう聞いておりますが、それを伺いたいと思ひます。

さらに、先ほど一問だけ質問しなかったのですが、先ほどの厚木飛行場で考えられる点は、八丈便が前に厚木飛行場を使った。昨年使用したようですね。だから当然この八丈便も考えられると思うのです。その場合に、全便を移動することを考えておるのか、あるいはまた羽田飛行場を中心として、過密のときに使うというふうな考えでいるのか、その辺も、これは航空局長から伺いたい。○内村(信)政府委員 厚木の便でございますけれども、まだ具体的にどの便をというふうにはきまつておりません。ただ昨年の経緯から申しまして、やはり八丈便も計画のうちに入ると思ひます。ただ、その昨年の経緯を申し上げますと、八丈便を昨年厚木に全部移動しようというふうな考えでございましたが、地元のほうでは、全部は非常に困る

というふうな御意向もありまして、その結果において、増便程度のもので厚木でやる、なお羽田にも八丈便は残るといふふうなことをとっております。したがって今度も、全部ではなくて、その一部が移るといふふうな考えたほうがいいのではないかと今度考へております。

○鈴切委員 関連。昨年も八丈便が向こうで使用されたということなんですけれども、実際考へてみますと、八丈島は観光地で成り立っているような状態でありまして、やはり必要である時期というものは、おのずとこの春から夏にかけての状態になってくるんじゃないかと思ひます。そこで、昨年は確かに八丈島の増便については厚木飛行場へ移して、厚木が使われたということですが、いままでの実績は羽田からなされたということですが、本年度もおそらくそういう問題が起ってくるんじゃないかと思ひます。少なくともいままでの実績についてはやはり羽田から飛ばせる、そして増便については、それはまたあととの問題として、そういうふうなもの考へ方の上に立っていただかないと、どうしても八丈島の場合には時期的において使用するということと、もう一つは、羽田飛行場から飛び立った八丈島便はちようど一時間飛ぶわけでありまして、ところが厚木を経て行きますと、厚木まで少なくとも二時間近くはかかってしまう。そして飛んでまた一時間というふうな状態でありまして、ほんとうに観光地としての価値がなくなってしまうということが非常に心配されるわけですが、そういう点について、前の実績はやはり羽田に残されるお考えであるかどうか、増便に対しては厚木等とも考へられているかどうかという問題と、もう一つは、それに対して今度は、厚木飛行場ができません、いまのような交通事情では、とてもじゃないけれども、非常にふくそうしております。そういう点で何か、それに対して、東京都心から厚木に対する交通便というものを考へておられるかというところ、その点について一応確認をしておきたいと思ひます。

それから、八丈島便は現実の問題としてすでに使用されておったわけでありまして、けれども、おそらく今度は民間航空としても全日空を中心としていろいろ考へられていると思ひますけれども、そういう点についてどの便とどの便を現在運輸省としては考慮に入れているかということについてお伺いいたします。

○内村(信)政府委員 八丈便の問題でございますが、これは先生から御指摘がございましたように、去年のような経緯もございましたので、そういうことを念頭に入れながら処理してまいりたいと考えております。ただ、航空機の便の問題は全体の機材繰りによつて関係いたしますので、必ずしも増便だけというふうにはいかどうか、これは疑問でございますけれども、極力そういう現象に対して措置してまいりたいと考えております。

それから交通事情でございますけれども、なるほどそのとおりでございますが、東名を利用しますとわりと早く行きます。それから現在高速道路が渋谷からさらに延びておりますけれども、そういうものができて東名とリンクする、さらに今後は厚木の飛行場のそばにインターチェンジをつくるというふうなことになる、相当交通事情がよくなるのではないかと、これは必ずしも私どもの所管のものばかりではございませんけれども、関係方面に對しまして十分そういう方面で私も努力してまいりたいというふうな考えでいるわけでございます。

それから今後厚木へ持つてくる便はどういう便かということでございますが、これにつきましては事務当局でいろいろ検討しておりますが、まだ最終的にこれといつてきまつておりません。これは実は、全体としてどのくらい便数を入れてもらえるかという問題にも関連いたします。それから全体の機材繰りからどういふふうにするかということもございまして、そういうことをかねかねとせましてさらに検討したいと考えております。

○伊藤(憲)委員 先ほど少し申し上げましたが、防衛庁に聞きたいのですが、どうしても民間航空

の飛行場が足りないという事は自衛隊も十分御存じのはずでありますから同様の事が、立川飛行場の返還の見通し、自衛隊の利用計画、またそれについてはどういふものがあるのか。また、先ほど航空局長から、横田基地等も含めて民間航空の飛行場も考えているわけですね。横田飛行場というのは六月末までにすべてのF4機は沖繩に、また偵察部隊は米國に移駐するというふうにはつきりと縮小計画が出ています。いままでは大体F4機と偵察部隊で大体使用しておったわけですね、一部輸送機の使用ももちろんあるでしょうけれども。そうしますと、おそらくその他の活動は輸送機の使用だと思えます。であるならば、当然ここに、民間航空も厚木と同じように、日米合同委員会なりで民間航空の実態というものをよく把握した上で、それらの使用についても日本側から問題提起をすべきではないかと思うのですが、その点も含めて伺いたいと思います。

○沖繩返還に際しまして那覇空港の問題もあるわけですね。これは聞くところによりますと、運輸省と競合しているというふうにも承っておりますが、返還になった場合にどこが管理権を持つ、どういふ使用態様があるのか、それらも含めて伺いたいと思います。

○鶴崎政府委員 立川飛行場につきましては、一昨年の暮れですが、飛行活動が停止をされまして、自來日米間でこの立川飛行場の中の飛行場部分の共同使用のことについて話し合ひを続けてまいりましたわけでございます。米側としましては、陸上自衛隊の航空機並びに民間航空機が立川飛行場を使用することについては、基本的には了承いたしております。

そこで、運輸省との間でこれまでその具体的な使用計画の内容について詰めてやってきたわけでございますが、最近ようやくその話し合ひもつきまして、現在大蔵省のほうにその使用のための手続きをとっておる、こういう状況でございます。そこで、自衛隊としての使用計画でございますが、四十六年度に立川飛行場に配置を予定しております部隊としては、東方航空隊の本部、東方飛行隊、第一飛行隊、これは主として宇都宮でございますが、人員にして約三百五十名、飛行機の機数にして約二十機が立川の飛行場に配置される予定でございます。それから、四十七年度以降におきまして配置を検討しておりますのは東部方面のヘリコプター隊、これは霞ヶ浦でございますが、H11B等約十五機、その他LR1というふうな飛行機約十機でございます。全体として約一千名を立川に配置したい、このように予定しております。

横田飛行場につきましてはファントムの部隊は、偵察機は米本國、それから戦闘機は沖繩のほうに移駐するということになりまして、一部はすでに移動を完了したようでございます。そこで残る機能としましては、輸送基地としての機能でございますが、横田の飛行場はここ数年間の、戦闘基地というよりもむしろ輸送基地としての性格が逐次増加してきておった、こういうことでございまして、現在輸送基地としてかなり活発に利用されておるという状況でございます。横田基地につきましては、自衛隊としては現在のところ共同使用したいとかいふ希望は持っておりません。民間航空のほうとしてどういふお考えをお持ちか、これは運輸省のほうから御説明があるかと思ひます。

○久保政府委員 横田の基地についていま説明がありました、米軍が使用している日本の基地の中で最終的に残るものは、おそらく横田と岩国ではなかろうか、防衛上の観点からしますとそういう感じがします。しかし、いまおっしゃいましたように、中曾根長官も再々申しておりますが、東京都周辺に米軍の基地があるというのは好ましくないわけでありまして、再使用あるいは共同使用という形で進めるべきであらうというところは私も感じておりますので、部内でもそういう発言をしてまいりたいと思ひます。ただ、やはり補給基地としての重要性からいいますと、米軍が確保したい重要な基地の一つであることは間違いないと思ひます。

それから沖繩の那覇の空港でございますが、現在運輸省及び外務省と三者で協議を進めておるところであります。防衛庁側といたしまして現在の計画では、やはり米軍が現在沖繩の防空任務を持つておりますけれども、わが國土については日本側で防空を担当すべきであるという感じがいたします。そういうことで、返還後はF104Jスコードロン一個中隊約二十五機を持つてまいる計画で人数にいたしますと千三百名前後であらうと思ひますが、そんな数字を持つてまいります。那覇の空港はおそらく返還になるだろうと思うわけですが、地図でござらんになるとよくわかりますけれども、返還とはいふものの、返還になることを前提にして申し上げますと、返還されましても米側の施設がずいぶん残ります。非常に広大な地域の中で米側の居住施設がありますし、米海軍がなお使用を継続いたしますし、それからナイキの陣地がございまして、これは自衛隊が引き継ぐわけでありまして、ナイキの陣地はいま申し上げた千数百名のほかの人数になります。それから防空作戦指揮所がございまして、そういうようなことで、返還になるとしても滑走路及びエプロンその他若干の地域になるのではなかろうかという感じがいたします。そこで具体的にどういふ地域を自衛隊が使用し、どういふ地域を民側が使用するのか、これは返還がはつきりきまりました後に具体的にされようと思ひますけれども、少なくとも私たちが防衛庁側で得ている情報では、いまあまり具体的な地域区分が米側では明確になっておりません。そういうことで、外務省も入れまして、そういう地域が明確になるにつれて運輸省側と協議を進めてまいりたい。管理権の問題、管轄なんかの問題、いろいろございまして、そういう問題もあわせて検討を進めてまいりたいというところでございます。

○伊藤(憲)委員 航空局長に聞きたいのですが、いままで防衛庁からも前向きな発言がありました。中曾根長官は、東京周辺に戦闘機等の発進する基地があることは好ましくないということを答弁しているわけですね。自衛隊の内部でも、いま局長が言ったように、前向きで共同使用の方向に話したいというところでありまして、さて運輸省では、飛行機の需要増に考えてどうしてもいふことが根底にあるようでありまして、そうした場合、横田はどういふ使用を考へているのか。たとえば厚木はプロペラ機だけに限って使用していく、当分の間はそういう話であります。横田は御存じのように飛行場の滑走路も三千メートルはありますし、二本もありまして、しかもギャラクシーが離着陸できるほどの基地であります。ですからどういふことを考へているのか、それもあわせて伺いたいと思います。

さらに那覇空港の問題であります。管理権のことについてはまだはつきりしないようでありまして、運輸省としてはどういふふうな方向でいくのか、その辺も明確に伺っておきたいと思ひます。

○内村(信)政府委員 まず横田でございます。横田につきましては先ほど申し上げたお話を申し上げます。横田につきましては、現在、即刻たたいま要るというわけではございません。これは成田がございまして、国際線は全部成田に行きますから、相当の間はとも思ひます。しかし成田といえども、しよせんいずれば一ぱいになってまいりますので、その時点においては横田は国際線の空港として使うべきではないか、これはまだ明確に煮詰まった結論ではございませんけれども、私の考え方としてはそういうふうな考へております。

それから那覇の問題でございますが、那覇につきましては先ほど防衛局長その他からもいろいろお話がございましたけれども、まだ私も防衛庁との間でいろいろ話し合ひをしていてという段階でございます。これは終局的に國全体でどういふふうな考へるかという問題でございまして、それけれども、私どもの希望を申し上げますと、那覇というものは、いまの沖繩の本島における唯一の民航の基地でございますし、東西交通の基地に

ですからそういうことではなくて十分なる話し合
いでやる、話し合いをやることを原則として再契
約を結ぶ、地主の要望をよく聞いた上で、そうい
うことはしないということが言えますか。

○内村(信) 政府委員 これは地主の方の要望をよく
伺いまして合理的な限り、それによってやって
まいるといふことは当然でございます。

○伊藤(憲) 委員 その点は、私は地主の方はよく
わかりませんが、強制的な取用なんかしないとい
う、悪い前例にしないという航空局長さんの発
言と受け取ってよろしいですね。

○内村(信) 政府委員 したいとは思っておりませ
ん。

○伊藤(憲) 委員 微妙な返答なんです。問題
は今度は、これはどの基地でもそうなんです。そ
ういふ二、三(b)というところで自衛隊が管理し
たり、もしくは米軍が使用しなくなると、騒
音対策であるとか、いままでも防衛庁が、基地周辺
整備法の適用があったわけですが、その関係がど
うなるのか、基地交付金の関係とか周辺整備法の
関係はどうなるのかというのをやはり非常に心
配している面もあるようなんですが、その点防衛
庁はどのように考えているのか。先ほど運輸大臣
からは、そういう場合にはすみやかにというふう
なお話もありましたが、その点いかがなものでし
ょうか。

○鶴崎 政府委員 御承知のとおり防衛施設周辺の
整備法という法律によりまして、米軍の基地、自
衛隊の基地についてはいろいろの周辺対策を講じ
てきておるわけですが、板付飛行場につ
きましては、本年の七月以降運輸省所管の飛行場
に変わるといふことで、ただ米軍としても地位協
定の二条四項(b)による、ある程度制限された範囲
内ではございますけれども、使用を継続したい、
こういう形になっております。そこで理屈で割り
切つてしまえば、この板付飛行場については運輸
省所管の行政財産になったあとでは整備法の適用
はないんじゃないかということになるかと思ひ
ますが、ただ、いま申し上げましたように二、三(b)

というものは残ります。そこで、その二、三(b)が残
るといふ事実に着目をして、一体この周辺整備
法についてどのような範囲の措置が講じ得るかと
うか、こういうことについてはまだ検討中という
ことでございまして、明確な結論は出ていないと
いう状況でございます。

○伊藤(憲) 委員 そのことは私もちよつとおかし
いなと思つておるわけですが、どういふ結論を
出されるのか——外務省の安保課長来ていますね。
その地位協定の適用ですが、二、三(b)のときにお
いて、運輸省の所管となつた場合には基地周辺整備
法は及ばない。運輸省がやる場合には今度は運輸
省においては、何といふますか現在ある法律のワ
ク内で適用する法律があるわけですね。公共用飛
行場周辺における航空機騒音による障害の防止等
に関する法律ですか、この適用がなされるわけだ
と。自衛隊及び米軍がその基地を使えば、今度
は基地周辺整備法に変わる。運輸省が使つて民間
が使えばその法律の適用になる。いまの説明によ
りますと交互に法律の適用がなされるわけですね。
そういうことが考えられるわけですか。そういう
行き方ではないのかどうか。地位協定の解釈とそれ
から現在航空局が考えているこの法律の適用とい
う面で検討中だということのすけれども、条約的に
考えた場合いかに悪いのか、どこが問題なのか。

○宮川 説明員 ただいまの御質問、私少しわから
ないのでございしますが、二、三(b)となる場合は、こ
れはいわば返還になりまして、たとえば自衛隊が
管理する場合には今度は自衛隊の財産になるわけ
でございします。それから運輸省であれば運輸省の
空港になる。したがって今度、あとの米軍
の使用と申しますのは、たとえば先ほど御説明の
ありましたように滑走路とかエプロンとか、そう
いうものをその出入のつど使う、こういうことで
ございしますが、土台は、これは板付の場合でした
ら運輸省の財産、空港ということになります。し
たがいまして、適用される法律は航空法関係の関
連の法令で、それが自衛隊と交互にというような
ことは起こらないと考えるのでございしますが……

○伊藤(憲) 委員 起こらないでどこまでも民間だ
けで使つていくなら問題ないわけですが、だけれど
も、やはり緊急事態、特に板付などは台風が来れ
ばすぐ避難というかつこうで来る場合が多いわけ
ですね。このときに相当の騒音も出しますし、む
しろ民間航空よりもジェット機の発進とかいうも
ののほうが非常に大きいんじゃないかと思うので
すね。また危険度も非常に大きいわけですね、完
全武装でもって飛来ということもあり得るわけ
ですから。そのときの法律は、それでも運輸省が所
管だから運輸省だけの公共用飛行場周辺における
航空機騒音による障害の防止等に関する法律の適
用だけで、基地周辺整備法は関係ないということ
でございしますか。

○内村(信) 政府委員 私は大体こういうふうに考
えております。防衛庁の場合は基地周辺整備法に
よつて行なう、それから私どものやる場合には公
共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の
防止等に関する法律、これは先ほど先生御指摘の
とおりでございしますが、いづれを使うかというの
は、やはり同じ飛行場を共用している場合には、
どちらが多いかというような程度によつてきまる
のではないかと常識的に考えております。したが
りまして、交互に來るといふことではないのであ
りまして、原則的に考えれば、板付が航空局所管
になってまいりますと、やはりこれはこちらの公
共用飛行場云々というやうな法律でやつてまいる
というのが筋ではないかと思つております。實際
問題といたしまして、基地周辺整備法と公共用飛
行場云々という法律の内容につきましては若干の
差異はございしますが、そう大きな差異はござい
ません。

○宮川 説明員 これは先ほど鶴崎参事官から御答
弁になりましたように、あるいは航空局長から御
答弁になりましたように、具体的な使用の形態と
いうのはまだ煮詰まつていない実情でございします。
同時に、これも御説明いたしましたように、主と
してあの近くにあります米軍基地への補給
のためにあそこ飛行機が来るということを考え
ているようでございします。ですから台風という場
合はまた別でございまして、台風というのは予定
できないあれでございしますけれども、二、三(b)で共
同使用の取り決めをする場合には、やはり使用の
態様というものは大体具体的につかんだ上で取り
きめられることになると思ひますので、いまさ
き先生がおつしやいましたやうな演習とかいうこ
とは、いままでのあれから聞いておりますところ
からは、そういうことは考えられていない、こう
いうふうに思ひます。

それからもう一つ、先ほど騒音とそのほかに事
故ということをおつしやいましたが、事故という
ことになれば、これは別な米軍の関係の事故のほ
か、こういうやうな御説明がございましたけれど
も、これでやつてまいつて、それでギャップのな
いようになつてまいつて、その体制を整えて、そ
れによつてやつてまいるといふのが常識的な解決
法ではないかと思つております。

○伊藤(憲) 委員 常識論でいえばそういうことも
いえます。ただ予算が伴いますし、また補償金
をもらうほうから見れば、切れたからあるいは今
度は違つたからという相互の見解によつて一番犠
牲になるのは付近の住民です。だから私は明確
にしておくべきじゃないかと思つておるのですが、
二条四項(b)号の場合、ある一定の期間訓練のた
めに使わなくても、訓練では向こうとして使わな
ければそこに留保権を持つてあれもないのですから、
おそろくは訓練のときにはある一定の期間使うと
思ふのです。それは戦路上、軍事上の見地からい
つても当然かと思ひます。その場合もやはり法律
的に及んでいくのかどうかということですね。い
かがですか。

○宮川 説明員 これは先ほど鶴崎参事官から御答
弁になりましたように、あるいは航空局長から御
答弁になりましたように、具体的な使用の形態と
いうのはまだ煮詰まつていない実情でございします。
同時に、これも御説明いたしましたように、主と
してあの近くにあります米軍基地への補給
のためにあそこ飛行機が来るということを考え
ているようでございします。ですから台風という場
合はまた別でございまして、台風というのは予定
できないあれでございしますけれども、二、三(b)で共
同使用の取り決めをする場合には、やはり使用の
態様というものは大体具体的につかんだ上で取り
きめられることになると思ひますので、いまさ
き先生がおつしやいましたやうな演習とかいうこ
とは、いままでのあれから聞いておりますところ
からは、そういうことは考えられていない、こう
いうふうに思ひます。

それからもう一つ、先ほど騒音とそのほかに事
故ということをおつしやいましたが、事故という
ことになれば、これは別な米軍の関係の事故のほ
か、こういうやうな御説明がございましたけれど
も、これでやつてまいつて、それでギャップのな
いようになつてまいつて、その体制を整えて、そ
れによつてやつてまいるといふのが常識的な解決
法ではないかと思つております。

うの規定になるわけでございまして、別だと思
います。騒音のほうは周辺整備ということで、い
わば騒音を出すこと自体が違法であるとかいうこ
とではないんで、こちらの関係は、やはりそれぞ
れの飛行場という土台が運輸省のものであれば、
これはもちろん運輸省関係の法律というものが適
用になるのではないかと、こういうふうに考えてお
ります。

○伊藤(憲)委員 私もわからないから聞いてい
るのです。煮詰まっていけないというのがほんとう
なんでしょう。防衛庁からお話を聞きましたけ
れども、ただ私は、そこでもう一度聞いてみたい
のは、ないのがあたりまえで、今度大幅にそうい
う縮小するから起きる問題なんですね。騒音の場
合なら、同じようにそういう実情に合わせていく
というのがあるかもしれません。だけれども、危険度とい
うものがある。しかも完全武装での離着陸とい
うものがあるわけですね。ですから、それは交互に
はされない。もしかすると、どちらも適用になっ
ておいて、どちらの法律によっても適用するとい
うなら、これまた話はわかるわけですが、航空局
長のお話によれば、そうではなくて、大体内法
で、現在は基地周辺整備法によるけれども、将来
は公共用云々、現在ある法律によってやる、それ
でいいのです。

○内村(信)政府委員 私は大体そういうふうに考
えております。と申しますのは、法律の内容を見
ますと、そう変わりはないものと思うのです。な
たえば騒音地域につきまして、大体滑走路の末
端から何キロとか、横がどのくらいとか、そういう
ような距離についての若干の差はございますけれ
ども、大体においてその差は小さい。騒音の補償
の程度その他につきましては、大体その基準を合
わせてやっておりますから、そう変わりはないわ
けでございます。したがって、その一回一回
にどうこうということではなくて、ある程度持続
的時間でどうこうすることにはございまして、
実際問題としてどちらの法律を適用しても、その
問題はなかるというのを私は考えたわけでござ

います。ただその周辺における演習とかなん
か、そういうふうなことになる問題、そういう問
題は違いますが、飛行場の場合にはそういう
ふうなものがある程度出るか、これは私はわか
りませんけれども、そういう問題を除けば、ほ
ぼ内容はひとしい、どちらにしてもとにかく法的
保護が与えられて、それで解決されるのではない
か、そういうふうに一応考えております。

○伊藤(憲)委員 それは騒音に対する国内法、整
備法など、あれは大体同じだということを知って
おりますけれども、ただそれ以外のことで起きる
問題のほうが多いから、一番心配するわけですよ。
また補償についても、これは防衛庁とか米軍だ
とかいうような問題が、今後やはり事故が起き
て出てくる問題ですよ。ですから、現在は検討中
であるということでありまして、それは十分検
討を詰めて明確にしていく必要がある、私はそう
思います。

○内村(信)政府委員 ただいまの事故の場合の補
償、これは基地周辺整備法とあるいは公共用飛
行場云々とは関係ない問題で、これが米軍によ
って起きた事故ならば米軍が補償する、民間によ
って起きた事故ならば民間で補償するということ
になりますので、その問題は一応はつきりするだ
ろうと思っております。その他の点は私もよく存じ
ません。

○伊藤(憲)委員 だから基地周辺整備と騒音の問
題が全く同じな問題はないわけで、あなたのほう
で持つというならそれでいい。しかしそうはい
かない。補償の金額が違ったりあります。だ
からそういう実態面だつても話し合つて、全
く同じにするとか、これは一つの前提になるわ
けですよ。いままでなかったけれども、今後出て
くる問題ですよ。これは何も板付に限ったこと
ではなくて、だんだんと出てくる問題ですから、私
はそこを言っておるわけですよ。防衛庁もそこは慎
重であるというところは、今後の問題も踏まえて、
そういう形でいくことはわかつているわけ
です。だから条約的にはどうなんだということ

言っておるわけですから、早急にそこは詰められ
て、やはり一つの結論を出すべきである、そうい
うことを要望しておきます。
それでは次に、たくさん問題があるのですが、現
在防衛庁と運輸省との間で締結しております航空
管制について、いろいろな覚え書きとかいうよう
なものがあると思うのです。それを伺いたいと思
います。

○内村(信)政府委員 運輸省と防衛庁との間の覚
え書きと申しますのは、いまございまして、運
輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に
関する覚え書きというのがございまして、それは昭和
三十四年の六月ごろに結んだものでございすけれ
ども、当時の運輸大臣と防衛庁長官との間に
された覚え書きでございます。

内容について概略申し上げますと、この趣旨は、
航空については航空行政というものと、それから
自衛隊の航空に関する業務、この二つの問題があ
るけれども、その両者が円滑に進まなければいけ
ないということから、それについて円滑に進める
ために覚え書きをつくりましょうということが趣
旨でございます。その内容といたしましては、飛
行場付近の航行の方法を考へる場合にはあらか
じめ協議しようとか、いろいろあるものでござい
ますけれども、自衛隊に対して飛行計画の通知
あるいは航空機の位置等の通報あるいは到着の通知
というものを知らせるとか、あるいは領空侵犯
機に対して自衛隊が措置をする場合には、それに
対して優先的に考慮しようとか、つまり領空侵犯
機に対する措置をとる場合には、もろもろの規定
においてある程度優先的な措置をとるというよう
なことが主たる内容でございます。大体そんな内
容でございます。

○伊藤(憲)委員 局長に聞きたいのですが、わが
国は日本領空において完全かつ排他的な主権を持
っておりますか。

○内村(信)政府委員 持っておりますと考えておりま
す。

協定を結ぶ際には、米軍に何らかの連絡等の処置
をとるといふようなことがありますが、あるいは
ないですか。

○内村(信)政府委員 ございせん。

○伊藤(憲)委員 不定期で入ってくる第三国の航
空機について日本政府が許可を与える場合、米
国と協議をするということがありますか。

○内村(信)政府委員 ございせん。

○伊藤(憲)委員 昭和二十七年の六月ですか、そ
れから三十四年の六月に日米合同委員会において
航空交通管制について合意していることを御存じ
ですね。その第七項、これはこう書いてあります。
「第三国航空機の日本領空への飛来を許可する
ときは、日本政府は当該航空機の経路、空港、時期を
含めて在日米軍と相互に意見の一致をはかること
を要する。」「八項にもありますが、「日本政府は在日米軍との
間に航空機から得られる気象情報を相互に交換す
る」、これはちよつと違いますが、これによりま
す、大体相互に意見の一致をはかることとい
うことなんです。これはいままでの話ですと何
かないように思うのですが、どうですか。

○内村(信)政府委員 先生御指摘になりましたの
は、昭和二十七年六月に航空交通管制について合
意がされました。その中にそういうふうな、第三
国航空機が日本上空に飛来することを許可する
ときは意見の一致をはかるということがございま
した。そのことだと思ひます。これは御説明いた
しますと、昭和二十七年六月の合意と申します
は、たとえば講和条約ができて、日本側に領空主
権が返つてまいつたということでございますけれ
ども、実際問題として航空交通管制という事
行爲、これについては当時能力がなかったとい
うものでございまして、したがって、領空主権とい
うものはこちらに返つて、完全かつ排他的な主権
を持ったわけでございまして、けれども、航空交通
管制という事行爲については、これは当時アメリ
カ以外にやるものがなかったわけでございまして
で、アメリカにやつてもらつたというふうなこと

が実情でございます。したがって、その際に航空交通管制をやっているものの意見を聞いて、その安全という見地から、そういった管制方面の意見をいれませんか、とございますから、そういう意味で合意をしておいたわけでございます。したがって、その後完全に航空交通管制を引き継ぎました現在におきましては、そういうことをやらないという実情でございます。

○伊藤(憲)委員 ですから、率直に言ってやらないというわけですか。だから、取り消したほうがいいんじゃないですか。要するに、これは国会に提出されたものです。実際にやらないわけですか。だから、そういうような情勢の中では、そう言ったけれども、いまは違うんだから。だけれども、これが限りの生きているわけですか。だから、向こうから今度言われた場合に——特に米軍というのは条約関係というのはいきびしいですから、逆にこれがあるために一々チェックしなければいけない。日本の空なのに一々米軍に通報しなければならぬ、これは米軍の管理下にあるから、そういう指摘を受けると思うのです。ですから、先ほど言ったように日本は排他的な主権独立国家としての権限があるならば、こういうような合同議事録ですか、合同委員会の合意議事録ですか、この中にあることは、もういままやっていますから取り消すべきだと思うのです。これについてどう考えられますか。

○内村(信)政府委員 実情はまさにそのとおりでございます。そこで、法形式でどうであるか、条約形式でどうであるかという問題につきましては、私もちょっと専門でございませんで、外務省のほうから……

○伊藤(憲)委員 一応日米合同委員会できめたものを日本がかりに取り消すわけにいかないと思うのです。その点、安保課長ですか、どういう考えなのか。その前に防衛庁はどういう考えがあるのか。これは防衛庁も関係があるから、まず防衛庁に伺います。

○久保政府委員 米軍の関係は私も全然関知し

ておりません。もっぱら運輸省におまかせしております。

○伊藤(憲)委員 これは外務省、防衛庁、運輸省、三省が関係があるので、要するに、これは簡単なようですが重大な問題です。だから、先ほど私は念を押したのです。あなたは主権があると言います。私もそう思っているのです。しかし、こういうものがあると、逆にこれを取り消さない限りは、日本政府は怠慢だ、報告すべきものをしないでおったということになるわけですか。しかもこれは国会で承認されています。安保課長、どうですか。

○宮川説明員 いま航空局長から御説明がありましたように、二十七年の合意は、その当時の実情を反映いたしましてこういう意見の一致をはかるということが入っておりますけれども、三十四年のときには、これが米軍の提供した飛行場の場合を除きまして全部日本側で運営するということが合意されたわけです。戻ってきたわけです。したがって、そういうこともやられていない。ただ、合同委員会のほうの合意というのを、こういうふうにあとでできた合意といわば代位しているわけでございますから、個々のものを一々これは削除するとか、そういうことは必ずしもやっておりますが、三十四年の合意のほうで米軍の提供している飛行場周辺を除いてこちらのほうで運営するということになりました以上、そういうことは必要でなくなったということでございます。

○伊藤(憲)委員 それは法律論じゃないと思うのですよ、あなたの言っていることは。要するにこっちはそういうふうになっているわけですよ。だってこれは、合意議事録は昭和二十七年六月及び三十四年六月日米合同委員会において次のように合意されたという中に、意見の一致を常にはかるとかほかかっているとかいろいろ書いてあるわけですよ。ですからあなたのおっしゃることはこっちは一方的な解釈であって、米軍がはたしてそういうことを了解しているかどうか。もし米軍もそう思いこらると思っているならば、こう

いう証拠になるような、また全部チェックを受けるようなそういう一つのものはないほうがいいにきまっているわけですから、これはさらに日米合同委員会があるわけですから、その合意議事録、国会に出した二十七年と三十四年のこは削るべきだ、私はそう思うのです。それは大臣いかがですか。

○内村(信)政府委員 いまちょっと大臣席をはずされておりましたので私からお答え申し上げます。筋はまさに先先生のおっしゃる通りである。私も存じます。ただ、これは先ほど申し上げましたように、意見の一致をはかるということ自体が、当時は航空管制の事実行為というものをアメリカがやっておったということに結びつくものでございまして、したがって、その後三十四年の合意におきまして提供施設における管制業務、進入管制業務を除いてすべて日本において運営するということになりました以上、そういうことも問題がかわったわけでございますから、それによって先ほどの米軍との意見の一致ということも当然なくなっているというふうな一応条理解釈を私もしているわけでございます。そこで、それに基きましてこちらアメリカのほうには何ら相談してありませんし、向こうもそういうことでございまして、そういうことで相談をしろとも言っておりません。そういうふうな事実上の経緯をたどっておりますのでそのままだとおったわけでございますけれども、あるいは筋から申し上げますと形式上代替整理みたいなものが必要じゃないかというふうなお説もあるかと思っております。その点につきましては、これは合同委員会の問題でございまして私も直接主管しておりませんので、法形式の問題でございまして、私もとてはちよつと御意見を申し上げます。

○伊藤(憲)委員 防衛庁に聞いたら運輸省の問題だと言います。運輸省は日米合同委員会、日米合同委員会は外務省、外務省に聞けば何だ、一体どこがほんとうなんだ、ほんとうにどこが答弁してくれ、のかわかりませんが、要するにいま使っていない

適用されていないわけでしょう。だけども局長言いましたね、向こうも了解している。ほんとうに了解しているのですか。何か正式な文書でもあるのですか。

○内村(信)政府委員 しております。現に全然やっておりますから。

○伊藤(憲)委員 やはり話は、常識論と、それから法律論とあるわけですよ。私が聞いているのは、やはり大事なことは、これが悪用されてはならないし、米軍に日本の制空権が全部握られて、いろいろな問題が出てきていくわけですよ。それに対してこっちは報告をするような、現在やっていないとしても、こういうものがあつた場合、いまやらないからいいんだというところでなく、もしそうであれば、向こうも了解している。正式かどうかかわかりませんが、了解している。はつきり言うならばこういうものはやはりいいほうがいいと思えます。だから、さらに日米合同委員会の問題にして、実際にやらないんだから、じゃなくしましよということが言えないのか。

○内村(信)政府委員 私どもは実態問題についてやっているわけでございます。こういうふうな協議は毛頭必要ないと思っておりますし、現在やっておりますし、これからは必要ないと思っております。したがって、そういう実態の希望というものは十分表明いたしますが、それをどういう形で合同委員会が締めくくるとかというのは、これは外務省の問題でございまして、この点について実態の要求はいたしますが、形式上どうこうしてくれということは私どもにはない、こういうふうな思っています。

○伊藤(憲)委員 外務省安保課長、いま航空局長が言ったとおりなんです。日米合同委員会がこの問題ははつきりすべきだと思うのですが、日米合同委員会は、やはり防衛庁も関係あるんです。だからそのこともあわせて伺っておきたいのです。

を御指摘になりましたけれども、これは、合同委員会の代表はアメリカ局長でございしますが、しかし同時に個々の事項につきましては、もちろん関係官庁関係があるわけで、御協議もございまして、会議にもお出になることでございまして、そういう点で合同委員会は全部外務省であるということと関係がないということはない。これは、運輸省なり防衛庁のほうから御発言になった趣旨もそういうことではないと思います。

それからもう一つの御指摘の点でございしますが、これは先ほど申し上げましたように、二十七年の合意のほうは日本側が自主的な実施が可能となるまでの一時的な措置として云々ということと合意になりました。その後三十四年に今度は、米軍に提供しております飛行場周辺の業務を除いてすべて日本側において運営するということで、はつきりこの一時的なあれが変わったわけでございまして、したがって、先ほど事実上ないというお話が航空局長のほうからございましたけれども、これは当然のこととございまして、日本側でやる以上米側にそういう意見の一致をはかる必要はないわけでございます。ただ、こういうふうにもとが変ったわけでございしますから個々のこまかいものについて一々——確かに日本での法律的な考えで、常識で考えれば、ちゃんと整備していかなければ、後法ができれば先法の第何条は削るとかいうようなことだと思えますけれども、合同委員会の場合には必ずしもそういうやり方はしておりませんで、あとのほうで出てきたもの、代位と申しますかりプレスされる場合に、一々これは全部削るといふようなやり方は必ずしもいたしておりません。そして事実上そういうふうな支障も起きておりませんし、そういうふうなやっておりますというところは、すなわちそういうことがそれで事実ができて上がって、裏づけの事実ができて上がっているわけでございますから、おっしゃる御趣旨はよくわかりますけれども、これをまたあらためてこの項を削れというようになことを持ち出すというところはちょっといかがかと存する次第でございします。

○久保政府委員 合同委員会ということになりますと防衛施設庁が関与するわけでありますが、私この問題はよく承知いたしておりますけれども、この問題のほかに今日の現状にそぐわなくなっているようなものもないわけではございません。沖縄の返還なんかの問題もありますが、いずれも一度見直すという機会もあっているのではなからうかというふうには私は思います。ただ、よく承知いたしておりますので、関係各省庁ともよく協議をしてみたいと思います。

○伊藤(憲)委員 いま久保局長のおっしゃるとおりで、要するに安保条約でも日本が占領された当時そのまま適用されているわけですよ。大体自動延長することにもいろいろ法律上また条約上たくさん問題があるわけですよ。ですから、これは私たちがはななくせと言わなければならない。サイドに立つてもこういう協定とか条約についても洗い直して、そしてやはり現状に即するということとが当然でないですかね。だからいたずらに誤解を招いたり、また何かがあればこういうことをたてにとつて、日本はこういうことを約束しているじゃないかという、たとえ現状はそうではないにしても、そうされてもしかし否定はできない、こういう立場に政府があると思うのです。ですから条文の改廃については、条約についてはやらぬというならば、それならそのようにまた新たな合同委員会の合意によって、いつごろのやつについてはこういうふうな改めるといふことを明確にすべきだと私は思うのです。そのことを、課長さんですから、それ以上の権限を活用されるわけにいかないでしようから、また機会を改めて申し上げたいと思えますけれども、それはそのようにすべきだと私は考えております。

それで、防衛庁と運輸省との間に提携している航空管制について先ほど申し上げましたが、そのほかに緊急発進についてやはり同じようにこの合意議事録の最後にあるのは、こう書いてある「防航空緊急の必要があるときは、防空担当機関が保安管制を行なうことに同意している」ということ

なんです、これは具体的にどんな協定で、どうなっているのか。その辺も明らかにしていただきたい。

○内村(信)政府委員 これは具体的な協定はできておりません。

○伊藤(憲)委員 これは自衛隊と米軍の間であるのではないかと思いますが、その点、防衛庁いかがですか。

○久保政府委員 自衛隊と米軍の関係があるわけではございませんが、運輸省との関係がある。自衛隊法の中で、緊急の必要のある場合に防衛庁長官が運輸大臣に協議をすることができるようになっています。そしてそれについて必要があれば運輸大臣はそれを実行する。たしか百一条であるかと思いますが、そういうふうになっています。したがって、その条項によって事実上の問題といえます。運輸省のほうでそれが必要とされれば航空管制上の措置をとる、そういうことであるうと思えます。

○伊藤(憲)委員 要するにそれは緊急の場合なんです。緊急の場合に運輸省にそういうお話をして間に合うかどうかということなんです。

○久保政府委員 これは運輸省側で航空管制の裁量権を持っておられるわけでありまして、これは現実には大臣同士ということとは形式行為でありまして、たとえば現地の部隊長が航空管制官のほうにお願いをして、それで必要と認めればそういうことがされるということ、事実行為としてはあるかと思えます。そういうことでおそれくされてはいるのではなからうかという感じがいたします。

○伊藤(憲)委員 そうしますと、その内容はどんなものかということなんです。

○久保政府委員 たとえば海上で救難なんかがありました場合に、こちらのヘリコプターあるいはP2Jなどが出ますけれども、そういう場合におそら管制官が優先的にそれを認めるというようになると、あるいはジェット機が燃料が切れまして優先

着陸を求めるという場合に管制官がそれを認めるというようにあるかと思えます。

○伊藤(憲)委員 前にたしか海上自衛隊ですか、救難機がおそくなったために思わぬ災難といいますが、船が何時間もかかって救助に行つたときは、すでにもうどうしようもなかったということ、自衛官の責任者が更迭になった事件がありますけれども、やはり私は、こういうところではつきり何か起きてから運輸省に話をするなんというところからこそそういう問題が起きたのじゃないかと思ふのです。やはり技術的な面については制服同士、あるいはある程度そういうものが話し合ったとしても、ちゃんとした法律なりまたは技術な規則なりというものが明確であれば訓練もできるけれども、ただ単にそういう問題が発生したときに話し合つて云々という問題が起きたからこそ、そういう事件に十分対応することができなかったのじゃないかという面も考えられるわけですね。ですから、そういう点なんかも含めて今後検討すべきじゃないかと思ふますが、いかがでしょう。

○久保政府委員 基本的には運輸省と私どもと十分協議をしなければなりませんし、また協定の中にもありますように協議機関を設けておりますので、その際に、一般論としてはお願いができるわけですね。そして必要な場合にはそのつど、これは協定に基づいたということでは必ずしもありませんで、運輸省側で十分措置をされていると思ふます。

いまおあげになりました先般の事故の場合には、防衛庁側の手落ちで間に合わなかったということだと承知いたしております。

○伊藤(憲)委員 この辺もやはり検討し直すという考えがあまりかどうか伺っておきます。

○久保政府委員 こういう問題につきましては私どもの側において当然必要があるわけでありまして、今後一そう緊密な連絡を保つて検討を続けてまいりたいと思ふます。

○伊藤(憲)委員 防衛庁関係はけっこうです。あ

とは新幹線問題を伺います。

続いて運輸大臣に伺いたいのですが、最近国鉄の新幹線構想が発表されているわけでありまして、けれども、いままでのことは新聞報道等において承知しているわけでありまして、しかし、その報道があつていただつたわけでありまして、新幹線構想、特に東京を中心とした構想について伺いたいと思つております。

今後東北新幹線とか上越新幹線とか成田新幹線であるとかございますが、そういう新幹線が東京に乗り込む基本的な構想についてまず大臣から明確に伺つておきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 御承知のように新幹線計画につきましては、東北線が盛岡まで、上越は新潟、また成田新幹線、この三つが二月五日鉄道建設審議会の答申をいただいたわけでありまして、御質問の趣旨は、その始発駅の問題がどうなつておるだらうかということのようでありまして、何せまだ整備計画をこれから決定する段階でありまして、工事計画ができるのはおそろく九月ごろになるだらうと思ひます。その時点までいろいろ検討を加えなければなりません、関係方面の地域からはそれぞれ自分のところにひとつ始発駅をつくらせたいという陳情は承つておりますが、まだ具体的にきょうどこにするかということをお答え申し上げる段階に至つておりません。ただ、個人の基本的なものの方、これは乗客の動き等を調べなければなりませんけれども、一方所に集中するということにはたしていいか。集まつてまいりますれば、結局今度は陸上交通のほうにも影響がまいります。しかしながら、新幹線というものは将来旅客の大宗を運ぶことになりましてからして、現在のいゝゆる東京駅なり上野駅なり新宿駅なりの収容能力がどうであるかという点もあります。かつまた東北新幹線なり上越新幹線というものが東海道、いわゆる西日本につながる新幹線との乗りかえ状況がどうであるか、こういういろいろの点の調査を十分しませんと、集中が分散かという点の決定ができませんので、おそろく国鉄及び運

輸省当局においてこれらのまず基礎資料の調査にかかつておる段階でありますので、まだどこにどうすべきかという点までは決定に至つておらないという状況であります。

○伊藤(憲)委員 しかし、新幹線構想については、やはり長期的展望に立つて、しかもいろいろな角度から検討してきただけかと思つたのです。そこで大体東京を中心とした交通網はどのような人口動態を想定して策定したのかということなんです、その点国鉄なりあるいはまたそれを担当された方がおりましたらば答弁願ひます。

○山口(眞)政府委員 新幹線鉄道につきましては、その基本計画につきまして先般決定をいたしました。さらに整備計画も鉄道建設審議会の議を経たわけでございます。その際、この新幹線の旅客需要の見通しとかあるいは現在線の輸送の限界というふうな点を考えました。そうして、その需要の見通しといたしましては、過去の現在線の実績を基礎として、県民所得等の相関関係を見る、あるいは新幹線鉄道整備による誘発あるいは航空機、高速道路への影響、そういった各般の事情を勘案いたしました。配分モデルをつくりまして、その配分モデルによりまして新幹線、現在線の輸送量を想定する、そういうことによりまして、平均断面交通量というものを一応想定をいたしました。さらに現在線の輸送力の逼迫の状況というものが現在線に出ておりますから、そういったようなものを勘案いたしまして、輸送の問題といたしましてはそういったような問題を中心といたしまして検討する。さらに経済効果とかあるいは採算問題、投資効率というふうな点を考慮の上、この三線を建設すべきものというふうな決定をした次第でございます。

○伊藤(憲)委員 時間があれば、その結果どこがどういふような問題があり、どこがどんなふうな集中しているのかというところを聞きたいのですけれども、あまり時間がなくなつてきましたから先へ進みたいと思つたのです。大体あれを見ますと、上野、東京に集中してい

るわけですね。それはどういふ想定で、どういふ根拠でそういう計画を立てたのか、まずお伺ひいたします。

○山口(眞)政府委員 上野、東京ということではございませんで、東京と盛岡間、東京と新潟間、東京と成田間、この新幹線を整備すべきであるというところでございまして、そのターミナルにつきまして東京側をどこにするかというところは先ほど大臣からも申し上げましたが、いろいろな検討事項がございまして、ただいまそういった点を調査中でございます。

○伊藤(憲)委員 まず基本的なことを伺いたいのですが、東京という中には、おもな人口動態によつて東京とか新宿とか池袋とかあるいはまた上野とかは、他の駅に比べて非常に顕著な、ずば抜けたそういう一つの動きがあるわけですね。ですから、いま私が上野、東京と言ひましたけれども、東京というのは東京都という意味を含めていふならば、その中に入る山手線あるいは中央線を中心として現在のどんな駅を東京としてあげていふのか、その駅名をちよつとごつてくだされ。

○山口(眞)政府委員 具体的にどこはどうかということはまだ申し上げるほど調査が進んでおりませんが、要するに先ほど大臣からも申し上げましたが、旅客の動態といふものは、それが基本的でございます。その旅客の動態に関連いたしまして、旅客のアプローチといふものは、背後的なその地域の状況とか、あるいは乗り継ぎの旅客の状況とか、そういったような面、あるいは現在の駅の状況、それからその地域における用地その他の確保の見通しあるいはその位置というふうな問題、それから今度は列車のほうにまいりまして、運転の回数あるいは列車の種別、さらに列車の種別に関連いたしまして追ひ抜き並びに線路設備の状況、さらに車両の運用の方法あるいは車両基地の位置だとか、線路の保守の関係、在来線との連絡状況、こういった非常に各般の問題がございまして、そういった面を全部詰めて、どこに始発駅をつくらうかというところを決定いたしました。

○伊藤(憲)委員 だから私もその先を聞きたいのですが、最後には審議会等できめるところなんです。ですからいまあなたがおっしゃつたのは、一つはこういうことを判定の基準にしていくということだと思つたのです。だからそういった場合に、いまのような基準であつた駅はどうかとどここの駅なのかということをもつて私には聞きたいのです。そこで、これは昨年の分科会ですが、そのときに橋本運輸大臣の構想を伺つたわけですよ。そのときに始発駅というよりも一番問題なのは、東北新幹線を三島まで、あるいはまた現在の新幹線を宇都宮駅あたりまでいくような、むしろ東京を通過駅にしたほうがいいんじゃないかという大臣の構想を聞いたわけでありまして、そのこととちよつと食い違ひのような感じがするの、いまの答弁ですと動態やいろいろの判定する基準を出して駅を決定するといふ考えのようなんです、その点はどちらがどういふ考えなのか、それをまず明らかにしていただきたい。

○山口(眞)政府委員 大臣が前に申されましたその考え方は、もちろんただいま申しました列車の種別だとか運転の回数、車両の運用、車両基地の位置、あり方というふうな問題と関連いたしまして、そういうふうなスルーにするということも十分考えなければいけませんし、あるいは行きどまり施設でいいという場合には行きどまり施設であるといふことはもちろん考えざるを得ないです。そういう点を総合的に考えまして旅客の便益、それから運転方式その他の輸送上の必要というものを含めて今後決定していきたい、こういうことでございます。

○伊藤(憲)委員 それじゃ現在ここに新幹線の始発駅またはこの線を通してくれという陳情をしていふところはどことどこですか。

○山口(眞)政府委員 全部網羅しているかどうかはちよつとはつきりいたしません、まず上野地区にせひ新幹線の駅をほしいといふこと、それから田端地区に新幹線の駅をつくらうといふこと、それ

から池袋地区に駅をほしい、新宿地区に新幹線の駅をほしい——あるいは落としたいのがあるかもしれないが、私も聞いておりますのは大体そんなふうなところをおもひに聞いております。

○伊藤(憲)委員 そうしますと現在東京もある。上野もある。また田端と池袋というわけですね。先ほどのいろいろな判定からいって、東北新幹線一、二号線あるいは上越線、成田線ともに上野と東京だけで処理するというのではできないか、まずその点いかがでしょうか。

○山口(真)政府委員 その点は先ほど申し上げました具体的な事情を全部検討してみなければならぬというのでございます。ただいま的確な答えをする段階に至っておりません。

○伊藤(憲)委員 それはわかつていられるけれども言えないというところでしよう。そうでなかったらまずいわけですからね。私は何も池袋だから池袋に敷けなというわけがないことを言いたくないわけです。ただ、しかし乗降客にしても新宿とともに日本一であるという一つの現状、また距離的にいっても、赤羽から池袋であった場合の距離と上野に行く場合と全然違うわけです。いろいろな面から考えても私は当然態度を早く明らかにすべきだという考え方を持っておるわけです。そのことは地下鉄の工事やあるいはまた副都心を整備する上において、地下道の建設などにもいろいろな影響を与えるわけですよ。

確かに駅の設置または誘致については慎重の上にも慎重にやるといいますので言いはよくわかるわけですね。ただし、過密化した都市の中にあつては、それをやはり前向きに、しかもだれでも納得するような方向で、しかもだれが考えてもこうだという線は早く出すべきじゃないかと思うのです。この構想は何もきのうきょう始まったことではなくて、だいぶ前からあるわけでありまして、その点で私はいろいろと申し上げたいわけなんです。ですからそういうことを考えた上で十分慎重に審議されて、そういう新幹線の始発駅または通過駅を考慮してほしい。大臣から再度その

点の基本的な考え方を伺っておきたいと思ひます。○橋本國務大臣 もうきまつておられるというお話ですが、ほんとうにきまつておられないから、これから資料を集めて検討いたします。

御承知のように新幹線はひかり級とこだま級がありまして、そういう点等も十分に考えながら、地域住民といひましようか、もちろんこれは現在の交通体系の上から考え、かつ地域の要望等も参酌しまして慎重に検討したい、こう思つております。

○伊藤(憲)委員 上越新幹線は上野にきまつてい、そういう事実はあるのですか。

○山口(真)政府委員 そういう事実はございませぬ。

○伊藤(憲)委員 地下鉄の工事や地下道の工事には、建設省及びそれらを担当する業者に対しては、誘致の場合には十分支障のないような行政指導をしておりますか。

○山口(真)政府委員 地下鉄、地下道の工事等、いずれも都市計画で大体きまつて、それで都市計画事業として行なわれる場合が多いわけですが、そういうような計画の決定といたしましては、その地域といひましては、将来的ないろいろな構想を踏まえながら決定をしていくという事になっております。

○伊藤(憲)委員 はつきりできないのは当然だと思ひますけれども、いずれにしても新幹線の問題は各地域にあつて猛烈な運動を展開しているようでありまして、どうかそういう点については、何らかの影響によつてあるいはまた政治的だといわれるようなものがあつてはならぬ、しかもどこまでも国家百年の大計に立つた上で、自主的に、科学的な調査を十分した上で設置をしてほしい、そう要望しておきます。

これは私が特に感じる点であります、国鉄に伺ひたいのです。池袋というところは新宿とともに副都心であるといわれておりますが、非常に駅前が狭い、しかもやつと整備したと思つてもそれが広くないわけですね。こういうような駅前広場を

どうしてつくつたのか、むしろ政治家は何をやっているのかという地元からのいろいろな話があるわけですよ。昨年の分科会においても国鉄総裁は、私も池袋は十分知っている、そこであそこはステーションビルの十五階ぐらいのことを考えたり、または駅前広場を考えたという話もあつたわけですね。そういうことを踏まえまして現在どんな副都心構想、計画を持つか伺ひたいと思ひます。さらに最近大災害が起るのじゃないかといひわけていられる状況であります、池袋の場合はほんとうに広場がなくて困つておられるわけですね。そういう点についてどういふうに対処されるお考えなのか、それもあわせて伺つておきたいと思ひます。

○内田説明員 ただいま御質問のありました池袋の駅前広場につきましては、確かに狭うございまして、一応都市計画としては事業が完了したという形になっております。それで、国鉄は財政難でございまして、御承知のように東口につきましては国鉄は全然負担をしてない、あれは道路の付帯構造物という道路広場になっております。西口につきましては国鉄が大体半分を負担しておるという事でございまして、主として駅前広場につきましては、国鉄も御協力申し上げますけれども、都市計画事業として今後駅を広くする場合にはやっていたかざるを得ない。最近では都市再開発法なんかできておりますので、特に池袋のように土地の高いところではそういうものをお使いになつて建物を動かして行く以外には、やめていくという事は実際不可能ではないかというふうに考える次第であります。

○伊藤(憲)委員 きよう国鉄総裁要求しておったのですが、何かの都合で見えないのかもしれませんが、ちよつと後退したいまのお話ですね。もうすでに都市計画は終わったという事は何もやらぬということですか。それでまずステーションビルの計画はどうなつたのか、やるのかやらないのか伺ひたいのです。それから、もしやるとしたら家の立ちのきですか、そういうこと以外に考え

られないといひまおつしやいましたが、実は池袋というのは御存じのように西武と東武というデパートがありますね。その間が非常に広いわけですよ、貨車の百両ぐらゐあそこであれかえがあるくらいで、狭いところで八十メートル、広いところは百五十メートルぐらゐあるのです。そこで私は前に、品川に団地がありますね、ああいう形でひとつ広場の設置を考えられないか、そういう提案をしたことがあるのです。そうしたら総裁が、十分わかつておる、東口の駅前広場のほうをいろいろ考えたい、さらにステーションビルの建設も考えておるといふことなんです。だからその進捗状況はどうなのか。まさかここに出てきていいかげんな話はないと思ひます。その点伺ひたい。

○内田説明員 ただいま御指摘のありました鉄道施設の上空利用の問題ですね、これは運輸省のほうからいろいろ国鉄の施設の有効活用ということにつきましては御指導がございまして、目下いろいろの駅で具体的な問題につきまして検討中でございます。検討中というよりもモデル駅を二、三設定いたしました、線路上空利用の問題についていろいろの問題点もございまして、一たんそういうものををつくりまして、今後の改良工事等、お客さんがふえてきてホームを増設をしなければならぬというような場合には融通がきかなくなり、いろいろ不利な点も出てまいります。そういう点も勘案して一体どうしたらいいかということを検討しております。

当池袋駅につきましては、ただいまの仰せのように八号線も開発中でございますし、今後それらのものをあわせてどういふうに変わっていくかということももう少し見きわめたい、また御指摘のように、これはあれでございまして、ある程度新幹線を山の手地区に導入するというようなことも東北、上越の場合にはどうか知れませんが、全国新幹線網というものを考えた場合に、中央線あるいは常磐線等を考えますと、そういうことも考えなければならぬ。したがつて、そういう面で、ここでもつてそういう構想もあわせて構想

をやりますと、千載に悔いを残すという意味では、あの広い上空というものは池袋地区の財産でありますから、将来に悔いのないようになりたい、あまり早く計画をきめないほうがよろしいというふうに考えております。その点につきまして総裁がおっしゃっているのも、そういう大構想だと私どものほうは理解しております。

○伊藤(憲)委員 私はいまのあなたの考え方に反対なんです。というのは、場所も非常に広い、いいところだからあわてないで先という話ですが、早くきめて地元に応援してもらって、都市計画は地元の協力なくしてできないと思うのです。こういう方向だ、こういう構想でいきたい、それは広く一般社会に批判を請うて、そうしてその計画遂行のためにはこれだけ予算が少ない、またこういうネックがある、地元にはこういう協力をしてもらわなかったらできない、むしろ新幹線建設云々なんていうことでただ慎重、慎重なんていつまでも態度を保留するのではなくて、前向きにいくべきだ、こういう考え方ですね、はっきり申し上げます。ですからその点は機会があればまた別の機会に総裁なり運輸大臣に聞きたいと思いたす、そういうべきだと私は考えるわけです。大臣、その点いかがですか。

○橋本國壽大臣 伊藤さんのおっしゃるとおり、やはり大きな事業は長期的計画を持つことのほうがそれはよりベターである、私はその主義なんです。御承知のように、話がとんでもないほうに触れるかもしれないが、たとえばフランスの凱旋門を中心にして十にわたるあいう大規模な道路、これはおそらく昔計画したものでしょうが、あいう大計画があつたから、今日なおかつフランスはある程度道路交通の整理ができる。残念ながら日本にはそういう大政治家がいままでおらなかったのか、とにかく、きょうのことだけ考えておつて長い将来のことを考えないからして、しよつちういじくつてばかりいるわけですね。そういう意味では、ことに地域住民からすれば、あしたにも自分がどうなるかわからぬということでは非常に困ると思

います。そういう意味では、やはり長期計画を立てて、もちろんそれにはその期間が十年かろうが二十年かろうが、その目標に向かつて徐々に直していく。これは財政上のこともありますが当然であります。そういうものの考え方が必要である。そういう意味においては、原則として、伊藤さんのおっしゃるとおり、やはり長期計画を立てて、なるべく早く地域住民にその意図を明らかにしていくということが必要ではないであろうかと思ひます。

○伊藤(憲)委員 遠大な計画でもありませんし、さらに長期的に考えれば簡単にもの言えないということはよくわかります。しかし、それにもうがまんがならないくらい非常に都市の過密化が進行しているということなんです。それに對してやはり何らか政治的な手を打たなければならぬものなる、こういう点を心配して私は申し上げておるわけです。ですから、大臣がそのようにおっしゃっているわけですから、担当機関の方もそれを十分考慮に入れて進めていただきたい、そう要望します。

次に、現在山手線に貨物列車が通っているわけです。これは非常に、のべつまくなしといいますが、多いのです。大体見ても、四、五十両、しかも五分間に二回ぐらいで、通るときは、山手線と貨物線が四本が一ぺんに走るようなことしばしば見るわけでありまして、どのような使用状況なのか、それをまず伺いたいです。

そうしてその中で、少し問題にしたいと私は思うのですが、現在横田基地にジェット燃料だとか軍需物資を送っているわけですね。それは年間どのくらい山手線を使用されているのか、その点明確に伺いたいです。

○山口(憲)政府委員 ただいま具体的な数字等持ち合わせございませんが、基本的な考え方としては、従来山手線は、東京におきまます通勤交通機関である、同時に、東海道東北、常磐、上越、中央、そういったような各線の間におきまます貨物輸送のパイプでございまして、したがいまし

て、横浜あるいは神奈川地区から出るような貨物でも、山手線を通りまして、あるいは田端へ出て東北線に行く、あるいは常磐線に出ていくというようなこと、中央線に出ていくというようなこと、ございまして。そのために、いま貨物線が非常に逼迫をいたしております。

それで、東京の中心のこういう貨物輸送体系というのは、実はその点で非常に問題がございまして、特に先生が御指摘のようないろいろな危険物等もこの線によって輸送されているわけございまして、何とか根本的にこれを解決したいという構想でございまして。それが現在の武蔵野線構想という構想でございまして、東京の比較的周辺部に大きな貨物のパイプをつくつてしまふということ、武蔵野線の東線、南線、西線というものを現在工事中でございまして。この工事ができますと、山手線における貨物輸送というものをこれらのほうへ肩がわりをするということができるわけございまして。したがつて、その意味で山手線の貨物輸送というものが非常にウエートが減つてくるということを期待いたしまして、その武蔵野線の建設を促進しておるということでございます。

それから、横田基地に對します油の輸送の数量等、ちよつといま手元に数字を持ち合わせておりません。

○伊藤(憲)委員 その辺の資料を要求したいと思ひます。いかがですか。

○山口(憲)政府委員 よろしうございまして。

○伊藤(憲)委員 それは、産業の動脈になつております現在の貨物列車については、それなりの意義を私は認めますが、ただあの沿線に住みます住民というのはたいへんな被害を受けているわけですね。あとから来たんじゃないかと問われればそれまでの話なんです、非常にその騒音がうるさいわけですね。一説によりましてこれは四十七年までに廃止になるといふことですが、この点はいかがですか。

○内田説明員 武蔵野線の完成は、全体が通りま

ところ予定しております。

それでその場合にメインの貨物はほとんど武蔵野線に移行することになると思ひますけれども、都内に若干の貨物駅がございまして、貨物列車は御承知のとおり一日じゅう走りまして、夜間のほうが列車回数が多いということがございまして、保守をするときにはやはり山手線のある程度使わなければいけないというふうなことがございまして、全廃はちよつとできないというふうに考えます。全廃をいたしますためには、ただいま計画のございまして東京湾岸の京葉線が完成し、都内の貨物駅の整理が進めばできると思ひます。したがつて貨物列車が全然なくなるのは相当先になるのではないかと思ひます。

○伊藤(憲)委員 四十七年に一応なくなるということは、公式の発言で私は聞いたと思ひます。それはいまおっしゃる通りに武蔵野線ですか、その進捗状況によつてきまるということのようでありまして、ではそれはいつごろ完成する見通しでいま進められているわけですか。

○内田説明員 武蔵野線はいま予定はそうしておりますけれども、予算の関係がございまして、大体そのころというふうな考えております。

○伊藤(憲)委員 四十七年ごろですか。

○内田説明員 四十七年ないし四十八年ということでございます。

○伊藤(憲)委員 そこで、いまも少し話が出ましたが、あの貨物輸送は沿線住民にたいへんな負担を与えているのです。騒音、電波障害、危険度といひますか、ジェット燃料なんかも事故が起つたら一瞬にして付近の住民はまる焼けになりますよ。一回新宿駅で事故が起きましたけれども、あれはあのような広い場所でしたからよかつたわけですが、たとえば池袋と大塚の間とか、あるいはまた住民の密集したところを走っている新宿の近く、高田馬場ですか、あの辺のあたりでも事故が起きた場合にはたいへんなことになると思ひます。事故が起きてからまた補償の問題云々というよりも、たとえ米軍との取りきめによつて、

また安保条約の權利義務の關係によつてそういうた輸送を行なうような取りきめがあつたとしても、やはり日本國民の生命を守る立場からいふならば、それは重要視して廢止させるとか、もしくは變更をするような方向で検討すべきではないかと思うのです。先ほど来いろいろ話しておりましたように、最近非常に基地の縮小計画があるんですね。ですから当然私はいままでにない新たな再契約なり、または輸送方式というものを再検討した上で、契約を改定するなり、または契約をなくすなり、そういう方向でいくべきではないか、そう思うのですが、その点いかがですか。

○山口(實)政府委員 この山手線の輸送力逼迫の解消は、ただいま先生御指摘のように焦眉の急を要するわけでございまして、運輸省といたしましても、これは鉄道建設公団が着工いたしておりましたが、毎年非常に大きな予算を入れておりまして、これは湖西線と合わせてでございますが、四十六年度予算におきましては五百五十億という巨額の予算を出しております。四十五年度は湖西線を入れて四百三十五億でございますから、百億以上の増強をいたしまして、この武蔵野線の完成を急いでいるという姿勢でございます。なお、この鉄道だけでもさらに足りない点がございしますので、実は東京——八王子間におきまして国鉄がパイプラインを計画をいたしておりまして、こういうもののによりまして、貨車輸送、タンク車によるところの輸送の危険を排し、なおかつ線路容量を緩和して旅客輸送のほうに力を注いでまいりたい。このようなことで現在進めている段階でございます。なるべく早く武蔵野線の建設を完了することが、やはり根本的に問題の解決になるということでございますまして、何とか力を入れまして、これの早期完成につとめたいと思います。

○伊藤(惣)委員 米軍の軍需物資なり、あるいはまたジェット燃料の輸送等については、私は先ほど申し上げましたような考えですが、それについてどう思いますか。

○山口(真)政府委員　米軍の輸送でございますが、

これに對しましては、現在國鉄と米軍との間の協定がございまして、その協定によりまして、現在の鐵道に適用されております鐵道營業法その他の日本の國內法令に従つて運送をいたしております。したがいまして、これはいわば通常の日本の荷主と同様の姿で輸送の申し込みがあり、そしてそれに対して輸送の受託をして送っているということとでございます。それで、米軍の輸送物資の中には油類のようなものもございまして、その他一般の雜貨と申しますが、そういうふうなものもございまして。そういうたようなものを一般の荷主と同様の姿で送っていく、こういうこととございます。

○伊藤(想)委員　だから、事故が起きてから騒いでもしょうがないから、そういう危険なものを送る場合には――それが契約によつてやられておるといふことはよくわかります。だから契約を変更するなり、基地が縮小になつてきているわけですから、その軍需物資輸送も変わることも考えられるわけですね。そういう点ややはり日本國民の安全といふものを考へて、輸送には特別な配慮を払うとか、あるいはまた計画変更をするとか、また船によつてのみジェット燃料については輸送するとか、または別なパイプラインをつくるとかいふ考へがあるかというのが私の意見です。

○山口(眞)政府委員　米軍の輸送は、先ほど申しましたように日本の一般の荷主と同様の輸送をしておりまして、たとえば危険品につきましては、危険品としての一般の荷物と同様の安全性を保つ、それで十分だといふ安全性を保つといふことで、米軍について特別の不安なやり方を使うといふこととはいたしておりません。一般の危険品なり、一般の石油類と同じ扱いをする、こういうことでございまして。なお先生御指摘のように、それにいたしましたしても油類等につきましてはタンク車による輸送でございまして、これは将来パイプライン輸送といふことで持つていかなければならぬといふことで、これは大臣からも非常に強く御指示がございまして、やはり早く國鉄のパイプライン輸送

す。

○伊藤(惣)委員　だから、事故が起きてから騒いでもしょうがないから、そういう危険なものを送る場合には――それが契約によってやられておるといふことはよくわかりますよ。だから契約を変更するなり、基地が縮小になってきているわけですから、その軍需物資輸送も変わることも考えられるわけですね。そういう点やはり日本国民の安全というものを考えて、輸送には特別な配慮を払うとか、あるいはまた計画変更をするとか、また船によつてのみジェット燃料については輸送するとか、または別なパイプラインをつくるとかいふ考えがあるかというのが私の意見です。

○山口(實)政府委員　米軍の輸送は、先ほど申しましたように日本の一般の荷主と同様の輸送をしておりまして、たとえば危険品につきましては、危険品としての一般の荷物と同様の安全性を保つ、それで十分だという安全性を保つということ、米軍について特別の不安なやり方を使うということとはいたしておりません。一般の危険品なり、一般の石油類と同じ扱いをする、こういうことでございます。なお先生御指摘のように、それにいたしましたしても油類等につきましてはタンク車による輸送でございます、これは将来パイプライン輸送ということで持っていかなければならぬということで、これは大臣からも非常に強く御指示がございまして、やはり早く国鉄のパイプライン輸送

というものをつくって、それに肩がわりして関東内陸部に運ばなければならぬということで、現在鋭意準備を進めておる段階でございます。

○伊藤健一委員　そういった問題を早く計画を実行に移していただきたいと思えます。それから特に一番問題になるのは震動ですね。騒音、震動という大きな影響があるわけですが、特に真夜中には震動が大きいのが通るのですね。どんなもののが通るのかわかりませんが、頻度も激しい。私も沿線に住む一住民ですから毎晩その影響を受けておるわけです。仕事なんかしておりまして、またはそういう震動が大きければ十分な睡眠がとれないということは、私も含めて沿線住民はみなそうですと思うのですね。聞くところによりますと、

大體神經質な子供が非常に多いとか、または不眠症になったとか、安いから入ってみたけれども、実際にはみなノイローゼになったとか、しかし次の家を借りる資金がないので先生何とかしてくれないかという意見も、私たくさん聞いておるわけなんです。そういういろいろ重要な、また輸送路としてはあすこしかりませんから、これはやめろと、いうことは無理だと思ひます。ただし、夜中の間の一時から少なくとも始発の五時ぐらいまでの間はもう少し量を減らすとか、あるいは山手線が通らないときには、山手線と同じように運行を停止するとかいうことが考えられないかということなんでしょうが、その点いかがですか。

と思うわけでございまして、その点で国鉄に対して十分に指導いたしたい、このように考えております。

○伊藤忠 委員　これで終わりたいと思いますが、いづれにいたしましても、どの問題を取り上げましても、東京の過密化現象からくるいろいろな問題が多過ぎるほど多いわけであります。そこで最後に大臣に、今後の運輸行政について、現在国鉄の問題もずいぶんいろいろありましたけれども、今後やはり運輸省としては、それらの国鉄の問題を含めまして、都市の再開発もしくは住民福祉とか住民の現在困っている諸問題に、どのような態度で善処しようとしているのか、その運輸大臣の姿勢を伺って終わりたいと思います。

○樺本國務大臣　運輸行政全般となります。たいへんこまかいことになりますので、姿勢の問題であります。それから、その点についてお答えを申し上げますが、御意見のように、いわゆる公害問題、騒音問題等のあるいは過密地帯におけるところの交通渋滞の普遍化、いろいろな問題を控えております。せっかく政府としても、また国鉄にいたしまして、たとえば東京においては複々線化工事を進めるとか、あるいは貨物専用線を行なうとかやっておりますが、そのためには、また皆さんにもいろいろな迷惑をかけておる。騒音問題等は、やはり技術開発の問題もありましょうからして、十分な技術開発により、できるだけ騒音を少なくするということも面も積極的にやらせたいと思っております。

同時に夜間運行的問題ですが、ただいまの状態ではレールが非常に逼迫いたしておりますので、もしこれを制限しますというとかえつて国民生活に對して物資の不融通状態、すなわちいろいろな面においての問題が起きてまいりますので、なかなかむずかしい問題があると思ひますが、地域住民にはできるだけ迷惑はかけないという方針で、積極的な施策を講じてまいりたいと考えております。

○伊藤(憲)委員　終わります。

○伊藤(惣)委員 終わります。

○天野委員長 東中光雄君。

○東中委員 私、航空保安大学校との関係で航空交通管制を中心としてお聞きしたいと思うのですが、先ほど同僚委員からの質問もありましたが、昭和二十七年六月の日米合同委員会での合意書について、政府はこの合意書の中に、日本国は日本の領空において完全かつ排他的な主権を持ち、かつそれを行使する、こういうことを書いています。これは当然のことですが、ただし書きで、航空交通管制組織の管理は在日米軍が持つ、持つという委任するといふか、そう書いてあるようにです。そして日本国政府がICA Oの標準に従って適当な航空交通管制業務を提供できると相互に意見の一致を見たときに、日本国政府に移管される、こういうふうな規定されたように伝えられているわけですが、航空交通管制業務を提供するための運用上の責任というのは全部日本に移管されたのかどうか。三十四年の協定も含めて、第三付属書を含めて全部移管されたのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○内村(信)政府委員 お話のように、昭和二十七年六月にまず合意ができております。それは当時までは占領下にあったわけですが、講和条約ができてから日本が独立ということにおきまして領空主権も当然日本に返ってきたわけですが、何ぶん航空交通管制というものは、それまで日本の側では事実行為として全然やっておりませんでした。したがって、管制に関する施設もございませんし、管制官の能力も皆無であつたというふうな当時の事情でございます。したがって、領空主権というものは返ってきたわけですが、領空主権と、事実行為としての管制行為、これは日本人の手でやるべきでなかったわけでございます。したがって、その間は一時的な措置といたしましてこの航空交通管制という事実行為を米軍のほうでやってもいいということが実情でございます。しかしその後、それと同時に米軍のほうに日本側の管制要員の訓練というものもいたしてまいりました。その訓練がで

上るに従ってこちらが引き継ぐというふうなことをやってまいりました。その結果、昭和三十一年の六月の合意でございますが、そのときにおきましては、日本側において航空管制をやるという事実上の能力ができてまいりました。そこでこれを引き継いで日本側が全面的に管制業務を行なっているというところであります。ただその場合に、この合意書の概要にもございますように、米軍に提供している飛行場がございまして、その周辺の飛行場管制業務あるいは進入管制業務というふうな業務は、その事実行為として米側で行なつたというふうなことが経緯でございます。

○東中委員 航空管制権が事実上日本政府によって全面的に行使されるように能力もできたしやっていると、ただし米軍基地関係、演習地周辺関係は別だ、こういうことなんですか、航空管制権といふのが管制区、あるいは飛行情報区、FIRとしてやっておるのは、日本の航空管制権を及ぼしている範囲というものは、いわゆる東京FIR、この範囲内だけですね。そうでございますか。

○内村(信)政府委員 東京FIRの範囲でございます。

○東中委員 そうしますと、現在わが国の領土、領海の上の領空で航空管制権を米軍基地その他以外に行使していないところがありますね。どう

○内村(信)政府委員 この点につきましては、いわゆる南西諸島、それから小笠原群島、この部分が沖繩FIRあるいはグアムFIRに属しております。

○東中委員 小笠原関係ですね。硫黄島周辺、これはグアムFIRに属している。日本の領空に対する完全かつ排他的な主権を持って、それを行使するといふ点からいへば、日本の領土である硫黄島がグアムのFIRの中へ入っている、これはどういふわけでそういうことになっておりますか。

○内村(信)政府委員 小笠原群島は先般日本側に返ってまいりましたが、その際にほんとうは東京FIRに含めるといふことが本筋かと思

ます。ただ技術的ないろいろな問題もございまして、その関係の手續をいま進めておるといふのが実情でございます。

○東中委員 これは事は主権に関することでございまして。二十七年の六月の協定でも、わざわざ日本国は領空に対して完全かつ排他的な主権を持つといふことを書き加えるを得ないような性質のものであります。硫黄島を含めて小笠原が返ってきてからもうすでにずいぶんになります。それでグアムの管制区内に入っている、アメリカの管制の中に入っているといふことは全く遺憾なことだと思ふんですが、その点大臣どうでございますか。

○内村(信)政府委員 これは、そういうふうなことで、先ほどお話し申し上げましたように、いわゆる技術的な問題もございまして、その関係でよくておるのは、私は遺憾だと思います。したがって、こういうものはやはり早くこちらのFIRに属するように、早く手續を進めたいと思ふます。

○東中委員 技術的にと言われましたけれども、小笠原全体を含めての管制をいま広げるにしても、どのぐらいの人が要するのですか。管制官何人ぐらい必要とおっしゃるのですか。私たちの計算では、せいぜい管制官及び補助官二人一組で五組もあつたらいいのじゃないか。十人ですね。それから羽田対空通信担当の人が五人ぐらい要するが、十五人か二十人もあればできることじゃないか。主権に關することです。日本の領空を日本が管理するかどうかという主権に関する問題を、わずか十数人、二十人ぐらいでできることがないのか。アメリカに領空をいわば支配されているといふことを公然と認めているといふことになるのですが、その点どういふ支障があるのですか。

○内村(信)政府委員 確かに人の問題もございまして。そこでもいろいろ東京航空交通管制部、そこにつきましてもいろいろ省力化を進めまして、そういうふうな対策を進めておりますので、ほどなくそういうふうな問題も解決いたしまして、こちら

でできるようになると思っております。

○東中委員 沖繩の返還がやられたら、沖繩FIRは返ってくるということになるのかどうか。そういう点についてどういふふうな交渉をされておるか。

○内村(信)政府委員 この辺はまだ米軍から正式な意向はございせんけれども、私も似たしましては、沖繩返還の時は沖繩FIRは日本のほうで管轄したいといふふうな考えをしております。

○東中委員 沖繩FIRは東京FIRとは別のFIRになっている。その別のままで返ってくるのですか。東京FIRの中へ入れるということなんですか。その点はどうですか。

○内村(信)政府委員 沖繩FIRは東京FIRと別でございますけれども、その所管は日本側にくるといふ意味でございます。

○東中委員 それで、沖繩FIRの範囲ですけれども、いま米軍が沖繩FIRとしてやっている範囲は、たとえば西表あるいは与那国、要するに日本の領土ですね、これが沖繩FIRの範囲外に出ておつて、これは台北のFIRの中に入っている。台湾が管理をしている。この問題をどういふ形で——沖繩FIRを日本で管理するようにしたいと、こゝいまおっしゃったけれども、台北の中に入っているわけですか。これはどうされるのですか。

○内村(信)政府委員 確かに御指摘のように、沖繩FIRの中には東経百二十四度以西の西表島であるとかあるいは与那国島は、これは入っております。これは御承知のように台北FIRに入っております。そこで、このまま沖繩FIRがこちらに返ってまいりますと、当然この分は抜けてくるわけでございますが、何ぶんこれは世界的な問題でございますから、これはICA O、国際民間航空機関がございまして、そこにそういう問題を提出いたしまして解決するようにしたいといふふうな考えをしております。

アメリカにいまなお管制権を渡したままになってい
る、これはもう非常に異常な状態としか——全
くほらうておいたとしたら怠慢というが、主権につ
いて非常に重要な問題だと思ふのですが、大臣、
その点どうでしょうか。こういうものをほうつて
おいていかうか、早急にやられるべき性質の
ものだと思うのですが、大臣の見解をお聞きたい
い。

○内村(信)政府委員 一応私から事務的に御説明
申し上げまして、それから大臣に……。

それで、先ほどお話し申し上げましたが、沖繩
FIRというのは、いまわがほうの管轄に属してはい
ないわけですね。米軍に属してあります。したが
いまして、沖繩FIRのほうに西表島あるいは与那
国島が入っていないわけですが、これはいままで
私どもとしてはいかにしたいことだったわけ
であります。しかし、今後沖繩が返還されれば、
この沖繩FIRがわが国の所管のほうに入つてま
いりますので、その際は西表の部分あるいは与那
国の部分、それをもこちらの沖繩FIRに入れて
日本のほうで所管したいというのがわれわれの希
望でございます。したがって、その方法とい
たしましては、これは世界のほかの国に關係があ
ることでございますから、ICAOを通じてこれ
を表明し、それによって解決したいということで
ございます。

○橋本國壽大臣 陸上あるいは上空といえども、
これは国家主権の問題でありますから、重大問題
でありますので、それらについてはあくまで權益
は保持しなければいかぬと思っております。
ただ、技術的問題としていろいろな問題ござ
います。たとえば、板付につきましても、今後実
際上の返還が実現されましても、いろいろ問題を
考えれば、自衛隊を借りるとかなんとかの方法も
必要かと思ひますが、これは技術問題でございま
すから、したがって理論的に言うならば、国家主
権の及ぶこれは權益の問題でございまして、積
極的にこの問題については処理をしまひたい、こ
う考えております。

○東中委員 米軍基地關係の問題は、安保条約と
の關係でいろいろ別の問題があると思ふのですけ
れども、いまの硫黄島の問題とか、あるいは、台
北FIRの中に入つておる日本の領空の問題とい
うふうな問題は、また全然別個の問題で、いまま
で問題にされなかったのがむしろ解せないくらい
のことだと思ふのですけれども、日本の領空、主
権の問題としてすみやかに解決をつけるべきだ
ということを強く要請をしておきたいわけでは
ないか。

次に、いわゆる横田エリアですが、相当広範な
空域を米側が保有しておることになるわけですが、
その根拠は一体何なんでしょうか。

○内村(信)政府委員 いわゆる横田エリアでござ
いますけれども、現在横田それから入間、立川、
厚木、この各飛行場周辺におきます進入管制権は
ございまして、これを一元的に横田において行な
つておるわけでございます。

そこで、このような空域におきまして進入管制
を行なつておる根拠は何であるかというふうな御
質問かと思ひますけれども、まず第一に、この空
域は、日本政府が提供した施設及び区域ではない
わけでございます。

そこで地位協定の第三条一項によりまして提供
施設の近傍においては米軍が「必要な措置を執る」
ことができるというふうなことがございまして、
それによりまして、地位協定の第六条の第一項に
基づきまして航空交通管制に関する合意というも
のができております。その合意の中で進入管制業
務を事実行為として行なうことを日米間で認めて
いるというのが根拠でございます。

○東中委員 航空交通管制に関する合意書です
ね、合意書の第三附属書まで含めて、これの内容
を明らかにしていただきたいと思うのですが、資
料を出してもらえますか。

○内村(信)政府委員 これはまことに恐縮でござ
いまして、協定書、それから第三附属書、これは
合同委員会の關係文書でございまして、この合同
委員会の關係文書は日米間ですべて非公開にする
ということになっておりますので、遺憾ながらこ

れはお出しできないのでございます。ただその概
要につきましては、従来からもしばしば国会に提
出してございまして、今後も差し上げるにやぶさ
かではございません。

○東中委員 横田基地の米軍と東京航空交通管
制部との間の協定がございまして、それも根拠にな
つておると思うのですが、それはどうですか。合同
委員会の合意書ではないわけですか。それは明らか
にできないのですか。

○内村(信)政府委員 これもございまして、
同様に非公開ということにしておるので申しわけ
ございません。

○東中委員 外務省にお聞きしておきたいので
すが、外務省お見えになっていきますか——いまの協
定ですね、これも非公開になっていくのですか。
日米間の協定、これも非公開だということにな
つていくのですか。

○橋本國壽大臣 たいまお尋ねの文書は、運輸省所
管のものとして存じますので、内部的なものとしてお
取り扱ひをせめられておるものと承知してござ
います。

○東中委員 では、運輸省のほうはいま、日米合
同委員会關係の分は公開しないということにな
つておるからということだったけれども、このい
ゆる横田エリアについての協定ですね、この内容
はそういうことにはなつていないのじゃないで
すか。

○内村(信)政府委員 これは第三附属書関連文書
であるという合同委員会の見解によつて出せない
というところになっておるようでございます。

○東中委員 その内容は、政府から出されてい
るのは概要でございまして、それは知つておるわけ
ですが、あまり概要すぎるのですかね。もう少し明
かにしてもらいたいと思うのですが、またあとで
質問したいと思ひます。

それから東京管制本部が自衛隊のAMIS、航
空機動向確認係に飛行資料を提供してございま
すけれども、これは根拠は一体何なのか、同時にどうい
う飛行資料を提供しているのか、それからどの範
囲のことについて飛行資料を提供しているのか、
その点を明らかにしていただきたい。

○内村(信)政府委員 これは運輸省の航空行政と
自衛隊の業務との間の調整に関する事柄でござ
います。先ほど申し上げました文書でござい
ます。その中で触れられております。内容と申しま
す、管制部がAMISに通報するものは、管制部の受
理した飛行計画、出発報、到着報、それから一部
の義務位置通報点の予定通過時間というふうなも
のを提供してございます。

○東中委員 実際見てみますと、管制部へ行つて
私見てきたのですが、スリップというのでしょ
うか、飛行資料、これを全部あそこへ来てい
るAMISの自衛隊の人に渡してございまして、これは全
く一つくればいいものを二つくつて、そして
運輸省が自衛隊の下請をやつておるみたいな形に
なつておる。しかもその範囲は、防衛識別圏の
中、外側の線の内側全部ですから、だから、日本
のほとんどすべてが入つておるのじゃないか、こ
う思ふのですけれども、そうじゃありませんか。

○内村(信)政府委員 大体防衛庁のほうで設定し
て考へておられる点に關するものでござい
ます。

○東中委員 運輸省としては、いま航空管制とい
うのは人が少ないし、飛行機はどんどんふえるし
ジェット機化するし、たいへんなやわやわの
航空管制の状態だと思ふのですよ。非常に危険な
状態である。そういう中で、防衛庁への資料、全
部二つずつくつて送つておる。こういうことは
運輸行政上、やつておつていいのかわるか、事故
でも起こつたら一体どうするつもりなんだとい
ふに思ふのですが、そういう点、改善の方向は
考へられないのですか。

○内村(信)政府委員 私ども運輸省も政府の機關
の一つでございまして、そこで、防衛庁も一つの政
府の機關として国防の任務を担當して行つて
おります。したがって、政府機關相互におき
まして政府の目的のために協力し合うのは当然だ
らうと私も考へております。ただ、それにより
まして仕事が増えるのか、そういうことじや

ましては、やはり返還されるといなとを問わ

川の飛行場というものを使っていきたい。と申しますのは、主として小型機用の空港というものがいまいばいいなっております。行くところがございます。ことに台風の場合の格納庫、そういうものを考えますと、やはり立川を使いたいというところから、立川は民航にも使わしてもらいたいという希望をしておるわけでございます。したがって、いまして、これは現在では米軍管理の状況でございますけれども、米軍管理のままにおいてもこれは民航あるいは自衛隊ともに共同使用していきたいという方向で申し入れております。そして、これにつきましては先ほどお話があったかと思いますが、大体話がつきまして使用できるということになっておるわけでございます。

○東中委員 使用できるということになって、その管理、管轄権はいま米軍にあります。それを將來運輸省のほうで持つつもりなのか、あるいは自衛隊のほうなのか、その点を聞いているわけですが、○内村(信)政府委員 この点においてはまだ結論を得ておりません。

○東中委員 運輸省としては、それを運輸省で管理する方向を出されておるのか、おらないのか、その点はどうなんでしょうか。

○内村(信)政府委員 本件につきましては大体小型機が使用するというのを考えております。また自衛隊の使用程度はどの辺かというようなこともまだはつきりいたしておりませんので、その辺を詰めてから、こちらが管理をしていくかどうかという結論を出したいというように考えております。

○東中委員 民間航空側は、調布飛行場の小型機のおふれたものを持っていきたいというように考えておられるようですが、防衛庁のほうは、陸上自衛隊が関東地区の航空隊の主力を集めようとしておるといふようなことが伝えられておるわけですが、防衛庁、そういう点はほんとうでしょうか。○藤山説明員 立川の問題につきましては、先生御指摘のように現在宇都宮にございます東部方面航空隊管下の飛行部隊を立川のほうに移したいとい

う考え方をしております。

○東中委員 東部方面航空隊の司令部を宇都宮から移す。これは第一師団を支援する第一飛行隊を方面航空隊直轄の方面飛行隊を、宇都宮から移すさらに整備、補給のメッカとして土浦から武器補給の航空隊を拡大してここへ移す。こういうふうな計画を持っておられるのではないですか。

○藤山説明員 東部航空方面隊は、司令部を移します。それからそれに付随いたします部隊、これは東部方面航空隊、それからいま御指摘の上浦の面につきましては、なお現在検討中でございます。当面はいま申し上げました東部方面管下の部隊でございますが、將來土浦の部隊も立川へ移したいと考えております。

○東中委員 そうするとこれは、陸上自衛隊の航空関係の中心的な基地になってしまおうというふうな思っているのですが、そういう方向を打ち出しておられる。民間使用あるいはその他のいろいろな地元の要求も出てくるわけですが、陸上自衛隊のそういう中心的な基地にするという方向だということにお聞きしたいわけですね。

○藤山説明員 これは、現在東部方面総監部は東京都にあるわけですが、やはり宇都宮とということになりますと非常に遠く離れておりますので、当面東部方面総監部に接近したところを持つていきたいということでは立川を考えておりますが、もとより地元の御要望等も——これは大蔵省といろいろの協議中でございますけれども、十分その御意向も考えながら進めていきたいという考えであります。

○東中委員 ちょっと那覇空港のことについて、これも管理権の関係ですが、返還されるということになっておる。米海軍の航空隊が残留するということもいわれている。先ほども御質問がありましたけれども、こういう状態で、この管理権あるいは管理権、こういうものはどういうつもりでおられるのか、どうでしょうか。○内村(信)政府委員 那覇空港につきましては、これは沖縄本土の重要な民間航空の基地でござい

ますし、したがって私どもの希望といいたしましては民航に使ってまいりたい、管理は私どもでやりたいというのが私どもの希望でございます。○東中委員 防衛庁はここを使われる予定、F104が行くというところですが、その管理権あるいは管制権は自衛隊で持つというつもりなんですか。その点はどうでしょうか。

○藤山説明員 現在、那覇空港の取り扱いにつきましては、他の米軍基地全般の取り扱いとの関連もありまして、もちろん米側との調整が必要でございますが、自衛隊といたしましては、御指摘のようにはF104の戦闘機部隊一個大隊、それから海上自衛隊のP2V対潜哨戒機部隊一個大隊及び小規模のヘリコプター部隊を配置したい。特に管理権の問題についてはまだ検討いたしております。

○東中委員 時間がございますので簡単に申し上げますが、民間航空あるいは民間機が使用している空港を自衛隊が管理するということになる、これはどうしても軍事優先になる。その結果が、たとえば千歳でも異常接近の例が昨年も二つもあった。これは航空安全という点からいっても非常に危険な状態が起るわけですが、私たちはそういう点でこれに絶対反対だ。那覇空港の場合にしまして、立川空港にしまして、民間での、運輸省での管制、管理をやっていくというふうな当然やるべきだということを強く要請しておきたいわけでありまして。

あともう一点聞いておきたいのですが、昭和三十四年の日米合同委員会の合意で、防空業務に従事する航空機、あるいはあらかじめ計画された戦術的演習に参加する航空機については、それは米軍であろうと自衛隊であろうと、最優先権を与えられるというふうな趣旨のことがきめられておると思うのですが、その点はいかがでございましょうか。

○内村(信)政府委員 防空業務に従事する軍用機に対しては、航空管制上最優先権を与えることにしております。先生の御趣旨のとおりでございます。

○東中委員 そうしますと、これは軍事優先が貫徹してくるわけで、先ほど私が申し上げたような趣旨からいっても非常に遺憾な状態になっておると思うのです。これについての運輸大臣と防衛庁長官との間の協定が先ほど言われておりましたが、これも協定文を、あとでいいですけれども、資料を出していただければ。

○内村(信)政府委員 その覚え書きについては当然お出しして差しつかえないと思っておりますが、すでに出してあるのじゃないかと存じます。

○東中委員 那覇空港は、あるいは沖縄の返還のあと本土並みというのであれば、本土の横田エリアに相当するような、たとえば嘉手納エリアというふうな形で大きな空域が当然また飛行制限される。あるいは沖縄FIRが返ってきたものでないものが設定されるということになるのではないかと。その点はどうでございましょうか。

○内村(信)政府委員 その点は私まだよく存じませんが米軍の基地であり、したがってそれに対する近郊についての進入業務というものがあれば、その限りにおいて何らかの同様な措置がとれると私は考えておりますが、どの程度の区域になるかどうかというところは、現在のところは私もはつきりいたしません。

○東中委員 最後に聞いておきたいのですが、沖縄における基地の密度というのは、本土における基地の密度よりうんと多いわけですが、だから横田エリアどころの騒ぎでない非常に広大な空域に当然ならざるを得ないのじゃないかというふうに思うわけですが、そういう点で沖縄の領空は、返還に際して事実上アメリカの空の支配下に置かれるというのではなくて、ほんとうに本土に返ってくるようにという方向で進められるべきだ、こう思うわけですが、その点大臣見解を明らかにしてください。

○横田國務大臣 いろいろ運輸省に御協力願っておりまして、最善の措置を講じて、少なくとも沖縄の那覇空港はできるだけ民間中心の

国際空港としても将来使いたい、こう思っておりますので、その点の不便がないように今後の折衝においてはやってまいりたい、かように考えております。

○東中委員 いまの嘉手納エリアのようなものがつくられるのじゃないかというのを思うのですけれども、その点はどうかというのを大臣としてそういうものはつくらせないということではないか。

○内村(信) 政府委員 これは技術的な問題でございますから、ちよつと私から答弁いたしますけれども、現在横田エリアというようなのは相当大きいということ、これは先ほど申し上げましたように、横田、立川、厚木、入間、この四つの飛行場を全体的に横田で一元的に管制しておりますというふうなことから、勢い物理的にその範囲も大きくなるざるを得なかったということであらうと思ひます。沖縄の事情はよく存じませんけれども、嘉手納についてはそのような状況でもないかと思ひますので、やはり嘉手納という単独の飛行場があれば、それに必要な進入管制業務、そういう限りにおいて、あるいは三沢でありますとか、そういうようなところでやっているといたしません。事実上の進入管制業務を米軍が行なうということとはあり得ると思ひますけれども、その範囲につきましてははどれほどになるか、私ちよつとわかりかねます。

○東中委員 ぼくが嘉手納と言つたのは横田エリアとか横田という形であつた基地群全体、さらにもっと広い空域を制限しておるといふ関係にあるから嘉手納ということをお願いしたわけで、普天間もあれば那覇空港だつて米軍は使うわけですから、沖縄返還に際して航空権あるのは領空に対する実質上の支配権をアメリカが持っているような状態というものをなくさなければいけない。しかしいまの局長の答弁では、そういうものは当然本土並みだつたら残すというか、そういうものはつくられていくことになり得るといふことを言われているわけですが、それならば横田エリア

がつくられたと同じような意味であつた航空基地群全体を含めたものをつくられていくのじゃないかというのを言つておられるわけで、そういうものには絶対反対だという立場を貫かれるのか、あるいはそれはもうやむを得ないということなのか、その点を聞いておられるわけですか。

○内村(信) 政府委員 わかりました。これは私の御説明がまずかつたと思ひますけれども、私の申し上げましたのは、米軍管理の飛行場がつくられる以上、そこに進入してくる道というものは物理的に考えて何らかななければいけません。そういうものはなるべく小さくする、そしてわが国の管制を行なう部分を広くすることが望ましいことは当然でございます。その方向で努力したいと思つておるわけでありませう。

○東中委員 最後に、先ほど申し上げた第三付属書では軍事優先、航空交通管制についての米軍及び自衛隊の軍事優先の原則があつた中では、きり入つておられるわけですが、そういう点から言へば、いま申し上げた空域、沖縄の日本の領空が、アメリカ軍の優先的な使用のために管理権を持つことになる可能性は非常に強い。要求してくればそれに従わざるを得ないというふうなことに、いまのままでいけばなるのではないかとこのことを思つておられる。そういう点であつた協定が生きていく以上はそういう方向になるのではないかとそれを改定していくという方向をお持ちなのかどうか。どうでしょうか。

○内村(信) 政府委員 防空任務に従事する軍用機に対しては交通管制上優先権を与えるというところ、これは書いてございませうけれども、「航空交通の指示及び飛行計画の承認に關し当該航空機に優先権を与えるよう努めるものとする」といふふうな書いてございまして、その場合は領空侵犯機に対する措置を行なうような場合に行なう、あるいは特別の大規模な演習に参加する場合に行なうとか、そういうふうな事態を限定しておられるわけでありませう。したがらしまして、こういう書き方をしておる

からといつて無制限に軍事優先というわけではございませんで、特定のやむを得ざる場合に限つて軍事優先を認めると申しますか、優先を軍用機に對して与えるということではございませう。その点につきましては先生から御指摘のように、必要以外のものについては認めないという方向でいきたいと思ひます。

○東中委員 それはちよつと違ひますね。先ほどの協定では防空業務に従事する航空機及びあらかじめ計画された戦術的演習に参加する航空機といふふうな言つておられるのじゃないかというのを先ほど申し上げたら、そのとおりだということを確認されたわけですか。そうしたら防空業務に従事する航空機といふのは、緊急の場合とかなんとかいふのは自衛隊との関係はどうか知りませうけれども、アメリカとの関係はどうか非常に広範なものになるのじゃないですか。だからあなたがいま言われているような解釈で、この協定は実際やれるのかどうか。やつこないですよ。この協定がそのままである限り、横田エリアみたいなものを設定すると言われたら、もうそれで従わざるを得なくなるというのではないのか、こう聞いておられるわけですか。

○内村(信) 政府委員 その辺が防空上ぜひ必要かどうかということには問題があると思ひます。どうかといふことには問題があると思ひます。どうかといふことには問題があると思ひます。どうかといふことには問題があると思ひます。

○東中委員 防空上ぜひ必要とあなたはいまおっしゃつたけれども、協定はそうはなつていないんですよ。防空業務に従事するにぜひ必要とか、そんなことは書いてないですよ。だから非常に広範になるようになっていくといふことを言つておられるわけですか。

○内村(信) 政府委員 それから、先ほど横田エリアといふようなことをおっしゃいましたけれども、あれはいわゆる進入管制業務の問題でございませう。進入管制業務の問題は、先ほど御説明申し上げましたように、地域とか施設といふものではござい

ませんで、その近傍の区域について行なつておるものでございませうので、必ずしも防空任務に従事するからそれと与えておるといふ意味ではないと思ひます。

○東中委員 もう質問を終わりますが、三十四年の先ほど申し上げた協定では、防空業務に従事する航空機及びあらかじめ計画された戦術的演習に参加する航空機については、航空交通管制承認の最優先権を与えるということについて合意をしておる。航空交通管制上の最優先権を持つてくるわけですか。しかもそれは緊急とかぜひ必要とかいふ条件がなくて、防空業務に従事する。防空業務に従事しない米軍なんというのはおらぬはずですよ。遊びに飛んでいる米軍なんというのはありやせぬといふたてまえでございませう。だから、これは非常に広くなつておる。この協定が沖縄返還のときには、いま申し上げたように本土以上に基地の密度が高いんだから、ひどい状態になつておる。そういう点を、これは現実の事実としてあるんだから、内容はあなたは認めておられるのだから、そういう現実から出発して、日本の領空主権を確保していくといふ問題にかかわることだから、この協定をなくしていくために日本の航空管制について担当している運輸省としては大いに努力されなければいけないといふことを言つておられるわけでありませう。

○内村(信) 政府委員 先生のおっしゃるお気持ちはいよくわかるつもりでございますが、ちよつと申し上げますと、飛行場管制業務あるいは進入管制業務これ自体が、防空任務に従事する云々といふことではないかと私は思つておられるわけでございます。

それでは防空任務に従事する航空機に対してどうなのかということになりますと、これはアルチチュードブロックとかスクランブルコリドーとか、そういう場合を想定しているわけでございます。たとえばアルチチュードブロックで申しますと、一定の高度なり経路なりをきまつて、一時的にほかの飛行機から分割するという方向をとる。そ

これは必ずしも軍事上の目的だけではなくて、人工降雨の場合とかあるいは飛行の試験の場合とかいうようなときにそういう措置をとり、軍事上の必要な場合にもとるということが優先権を与える行為である、あるいはいざというときに緊急発進をするというふうな場合に、管制上優先的に措置をするというふうなことが、この防空任務に従事する軍用機に対する問題であるというふうな考えをおるわけでありまして、したがって、おことばを返して恐縮でございますけれども、防空任務に従事する云々ということからして、嘉手納管制圏というふうなものがあると広くなるとか、そういうふうなことはないのであるかというのを私は申し上げたわけでございます。

○東中委員 質問を終わりますが、日米合同委員会の合意書、特に第三付属書、それに基いて、いまいった防空業務に従事する、その他演習の場合を含めての最優先権の問題と、それからもう一つは施設ではなくて、空域をアメリカが管制する、そういう協定を結ぶ根拠になっているのもそれなすから、それが沖縄返還についてもそのままだけに、基地の密度が高いだけに、事実上制限されるのが非常にふえてくる。そうならざるを得ないのだから、その点について改定をしていく、この内容を改善していく。ほんとうに領空を返還させるように交渉をやるべきだということを強く要請しておきたい、こういうことであります。質問を終わります。

○天野委員長 本会議散会後委員会を開会することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後一時五十分休憩

午後三時九分開議
○天野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。鬼木勝利君。

○鬼木委員 建設大臣がお見えになっておりますので、私は、今度の建設省設置法の一部を改正する法律案の内容についてちょっとお尋ねしたいのです。

今回下水道部を新設するというところでございまして、それについてちょっとお尋ねしたいのですが、下水道課が十二名、それから下水道の企画課が十二名、部長一名、計二十五名。現在下水道課が二十二名で、官房調査官一名で、増員が二名、こういうことで下水道部を設置する、官房調査官は廃止する、こういうことになっておるように承ておりますが、これは中身はほとんど変わっていないようにも思われますが、これは強化されたというふうに考えていいんですか。

○根本國務大臣 ただいま鬼木さんも御指摘になりましたように、人員はそれほどふやしてはおりません。ただ、御承知のように、従来は内閣の方針といたしまして、新しい機構、人員をふやさないで、もし何らかの部局を設ける場合には、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式でやるという原則で、最初はこの下水道設置については行政管理局非常な抵抗があったわけですが、しかし、新しい下水道五カ年計画が二兆六千億という非常に膨大なもので発足せざるを得なくなりました、それに各都道府県が中央官庁よりもより大きい機構を持つてこれに対応しておるという事実をよく説明いたしましたので、それでまず下水道設置についての合意を得たわけでありまして、ところが、中央官庁としてはむしろ下水道全体の総合的な行政指導が主でございまして、実務は都道府県、さらには市町村でございまして、非常に人間が少なうけれども何となくこれでやっていけるというので、このような体制をとった次第でございまして、ただ鬼木先生もよく御承知のように、実は下水道事業をやる場合にあっては一番問題は、技術者のいないことなんです、各都道府県ともですね。そこで、これはコンサルタントとか、あるいはまた

何かの技術者のプール制度なんかを活用していい、こういうふうな構想を持ってやっておるのではありませんが、それにはやはり官庁がある程度の地位というものを与えてやらなければ、そうした適当なる人間をなかなか得がたい。そこで、一時は局を設けるべきだという意見もありましたけれども、まだそこまでいきませんので、部にして、しかるべき人物をその地位につけることによって、各実施機関である府道府県と密接な連携を持って運営してまいりたいと考えておる次第でございまして。

○鬼木委員 いや私は、別に人間をふやしたからどうだこうだということではありませんけれども、しかし、いま大臣もおっしゃる通りに、地方官庁あたりにおいては、率直に言うて、これには人間なんかふやして非常に大きくやっておるわけでありまして、それを私ども県なんかに行ってみたら市役所なんかに行ってみたらしておる。ところが、今度のこれにはほとんど人員において変わりのない、ただ形が変わったというだけで、はたしてできるのかという懸念があります。申すまでもなく下水道は日本はおくれている。諸外国との比較も出ております。これはおたくのほうから出ておるのです。それにも出ておりますし、そういうことで、はたしてこれが大臣が思っておられるように十分遂行できるかどうかという点に対して、いまお話しのように、地方も相当ふやしておるけれども技術者が少ない。なるほど、それもこれに出ておる。技術者養成というものがですね。出ておりますが、これは十分やっつけられるという御自信が大臣におありですか、ほんとうに。

○根本國務大臣 いろいろと御心配をいたしておること、ありがとうございます。しかし、中央官庁には、下水道についてはやはり日本の最高水準の役人をもって充てるつもりでございまして、したがって人員が少なくとも、指導、監督、計画、これは十分できると思っております。あとの実務はあけて都道府県あるいは市町村にやっていたらいいということで、中央官庁はどこまでも下水道全体

の政策決定、これに重点を置いていくようにいたしますればやれるという確信を持っておる次第でございます。

○鬼木委員 大臣のたいへん明確なお答えをいただきました。私もそれで御信頼申し上げますが、そこで順を追ってお尋ねしたいと思っております。

先ほどお話のありましたように、第三次下水道計画で二兆六千億の予算を用意した。ところが、四十六年におけるこの事業費と、それから補助費ですね、その割合がどういふふうになっておりますか。政府委員の方でけっこうです。

○石川説明員 予算は、四十六年度におきましては総事業費二千五百四十億円ということで、四十五年度に比しまして三三%伸びておるわけでありまして、それから国費でございまして、六百六十五億でございます。四十五年度の四〇%増というふうになっておまして、第三次五カ年計画の初年度といたしまして今後の発展を見ます場合に、十分達成するような額ということになっておるわけでございます。

○鬼木委員 そこで、いま御説明のように、初年度においては二千五百二十四億と、いまおっしゃったとおり、補助が六百五十四億、こうなっておりますが、四十五年度に比べて三三%の増加率、これは私はパーセンテージが間違っておたら、あなたたち専門家のえらい人がおるから訂正してもらいたい、五カ年間の投資規模が二兆六千億、そうして初年度は二千五百二十四億、そうしますと、パーセンテージでいうと一〇・一%程度の進捗率である、こういうふうには私は解釈する。このような投資規模のあり方で五カ年間だということに、これは目的どおりにできますか。それはむしろ逐年あるいは単年度が上がったり、つまり資材なんか上がるとかいうようなこともあるでしょう、それはいろいろな事情もあるでしょうが、第一次、第二次の進捗状況を見ても四年目あたりに改定しておられるのです。もう少し計画性を持って下水道を完済にする、非常な公害を受けて不完全なものを五年間でこれだけやろう、そういうこと

の政策決定、これに重点を置いていくようにいたしますればやれるという確信を持っておる次第でございます。

になりまして、これはいま大臣のおっしゃったように二兆六千億の予算を取ったこと、これはまあ私、大いに大臣の意欲満々なところは敬意を表しますが、しかしこういうことではあるか。私はむしろ五カ年なら五カ年の計画を立てられて、初年度はこれ、二年度はどうだ、三年度はどうだ、四年度はどうだ、五年度はどうだ、足らなければ補正予算でも組む、足らなければ追加予算でもやるというくらいな意欲を持ってやってもいいわな、と四十五年の九月ですか、答申が出たのは、下水道部会から答申が出ている。それでは三兆以上のものが出ておったと思うんですね。だからいま大臣が二兆六千億が望みは取った、これは大いに敬意を表します。大いに敬意を表しますけれども、答申は三兆以上の答申を出しているのですから、非常に下回っておるわけなんです。それで五カ年でやるんだといって初年度にわずか一〇〇程度の予算を組んでおやりになるということに対して、そういう点に私は懸念を持っておるのであって、大臣の言われるように大いにやっていたかなければならぬから、私は予算が多いとか、こんな膨大なことをと、こう言っているのじゃないのです。もっとやってもいい。初年度がこれで十分か。答申には三兆二十億と出ているようでありましたけれども、ほんとうに完ぺきにするために四兆以上要するんだというふうに私は話を聞いています。そういうところの懸念、心配があるから、そういうことを皆さん方にお尋ねしておるわけなんです。

○根本国務大臣 御指摘のように、従来の過去の実績からすればそういう御心配あるいは危惧が出てくると思えます。ところで、今度の下水道五カ年計画を策定するにあたりましては、その点を相当私は私も強く要求しておきました。大蔵大臣、経済企画庁長官にも話をし、これは自治省にもよく話をしまして、従来のやり方からすれば、三三%、国費率四〇%は確かに比率として大きいけれども、これからの将来から見ればまだ少ないんだ、したがってこれは政府全体の、建設大臣だ

けのことでない、国の内政問題の最大の問題としての公害、環境を保全する、それから国民の生命に關することであるから、これだけは完成するために全内閣が一致して協力してもらわなければ困るということも申し上げ、総理も、そのとおりだ、下水については重点を入れようじゃないかというところで、先般も御説明申し上げましたように、従来の予算編成の立場からすれば、経済企画庁が策定した投資額を相当大幅に上回った原案を要求しているのに対して、全面的にこれを大蔵当局も了承したということにも、今度の下水問題に對する佐藤内閣の姿勢がはっきりと出ておると思えます。なおまた現在では、各都道府県並びに市町村も、都市化しているところでは、下水道をやらないければ自治体の理事者としての資格がないといわれるところまで、これは世間の世論が高まってきておられますので、私は、これは国並びに地方自治団体、国民の総意において推進されることと信じますので、必ずこれは達成するように努力すると同時に、必ずこれができるという信念でいま進めておる次第でございます。

○鬼木委員 大臣は参議院に行かれるそうなのですが、いいです、どうぞごゆっくり。

そこで官房長にお尋ねしたいのですが、いま大臣の御説明が大体ありましたけれども、下水道の問題というのは、これはいま大臣のおっしゃる通り、国民全体の受益のことで、全体の問題だから、それで総理もその点はよく理解しておる。そしてまた各省間のみんな協力を得なければならぬこれは当然のことだと思ふのです。私も地方に参りまして市町村あたりを回りますと、一番問題になっておるのはこの下水道なんです。市民相談を受けますとみんな下水道の問題です。

先ほどから大臣の御説明は聞きましたけれども、あなたの方のお出しになった「下水道事業の動向」というのにもはつきり明記してあるでしょう。ここに「その進捗率は極めて悪く総事業費は目標の六八・四%であり最終年度の昭和四十六年には計画事業費の——これは第二次のことですね「三割強

にあたる二千八百四十億円の事業が残ることになる。しかもこれを事業費の面で評価すれば、期間中の労務費、資材費の値上り分だけ達成率がさらに下回ることになる」、これは先ほど私が言ったように資材費が上がった単価が上がるから最初の予算どおりはいかない、足が出ることは当然です。最初から下回ることはわかっていて、こういうことが書いてあるのです。このことは当初計画に對し国費の伸びが低いことを示しており、最初、当初の予算を編成するときに国費の伸びが低いことを示しておる。しかも事業費全体の伸びが低いこともこの点に原因している、だから先ほど補助の六百五十四億という御説明がありました。この補助対象の進捗率も非常に低くなつておる、だから市町村は困るんですね。むしろ市町村におけるこの単独事業費、単独事業のほうにパーセンテージが多い、上がっているんですね。市町村が単独でやる下水道事業のほうはずっと上回っている、国でやるこの事業費は非常にパーセンテージが低い。これは逆でなければいかぬですね。心配はするなという大臣のおことばでございましたけれども、われわれとしてはこれは非常に心配せぬではおられぬです。そういう点の説明をできたらひとつやつてください。

○吉澤政府委員 お答えいたします。

ただいま先生が過去の下水道の長期計画の実績が非常に芳しくないやないか「下水道事業の動向」の冊子で御指摘になりましたが、確かに過去の下水道の一次、二次計画に対する実績は決して芳しいものじゃなかったと思ひます。これはいろいろ理由があったかと思ひます。ことに第二次の、この長期計画の直前の過去の実績を振り返つてみますと、非常に各年度ごとの事業費並びに国費の伸びがアンバランスでございまして、ことに一番極端なのは四十三年でございまして、四十三年に至りましては、それまでは大体事業費の対前年伸び率が二、三〇%の伸びでございまして、四十三年度は八%に落ち込んでおります。これは御案内のように、財政硬直化対策という国の大きな財政方針が打ち出されて、そのあおりを下水道も食ったという結果に相なったわけでございます。そういうことからいたしまして、確かに過去の長期計画は、実績は必ずしも芳しいものじゃなかったのは事実でございます。

そこで私も、大臣からお答え申し上げましたように、第三次五カ年計画におきましては、そういう過去の轍を決して踏むべきでないという固い決意のもとに新計画を発足させたいと考えておるわけでございしますが、確かに下水道を取り巻く環境は非常に私どもに味方すると申しますか、環境は下水道推進のためにこれから非常に世論その他高まつてまいらると思ひます。

それから計画の遂行にあたりましては、十分準備なり、それから工法の面におきまして過去のいろいろな経験を参考にいたしまして、そういう点も十分配慮してまいりたい。そういうことによりまして、この二兆六千億に相当する事業費を当初の計画どおり必ず達成するという固い決意のもとに、私もこれはこれから努力を重ねていきたいと思ひます。またそういうものも実現することができると私も私は存じておるわけでございします。

○鬼木委員 そうしますと、いま御説明のありましたように、過去においてはいろいろな事情があったから、そこでわれわれの計画どおりにいかなかった、遺憾ながら思ひにくかった、ことに四十三年度なんかは八%に落ち込んだ、だから今後はそういうことのないように、今後の五カ年の長期計画においては過去の長期計画のような轍を踏まない、必ず達成するというところでございしますが、ただそういうことばだけで、努力します、やります、達成しますとばかりでは、これは大臣もいらつしやあなたの方とお話しして、これは大臣もいらつしやらないけれども、これは残るのですよ、国民が聞いているのですから。これによつて私はまたこの次質問しますからね。建設省関係の法案がかかれば私はまた尋ねますからね、実績をたどつて。ですから、はつきりしたことを言っていたかな

いと、ただあなた方、努力します、やります……。しかしこれからの五カ年計画も、どういう変動が起ころぬとも限りませんからね、過去のもろものそういう手違いがあつたことが将来ないとは限りませんからね、どういふ不測なことが起こつてこないとも限らない。ですから、私が考えるのは、初年度に全体計画の事業費の一〇％程度のことをやつて、はたしてこれが五カ年の間にできるか。私のしろうと考へにすれば、二兆六千億を五カ年計画であなた方おやりになるのですからね、それが二千五百二十四億だ、初年度はもととなければならぬですよ、五カ年ですから。それが一〇％ですからね。初年度の事業費が二千五百二十億なんというその根拠、一体どういふわけでこんなに初年度は消極的にしか予算を組みないのであるのか。事業費を組まないのですか。何かそこにはつきりした根拠があるのですか。どうも納得がいけないです。二兆六千億もつておつて、そうして十分なのです。一しか初年度の事業費はつけない。これはあなた方はくろうとで、私しろうとだけれども、しろうとがこれでは納得できないですよ。それで、だいたいじようぶ五カ年間にやつてしまひます、やつてしまひますでは……。その点、もう少しはつきりわかるように——私は、予算の執行なんという上うなもの、大体五カ年なら五カ年にこれだけとつたというのなら、それをやつていくべきだ。それは、ずつと単価なんか上がつてくるから、こうおしやるかもしれないけれども、あまりにもこれでは、あなたの方のお考えが那邊にあるのか、私はわかりませんですよ。くどく言うようではなはだ相済みませんけれども、もう一度その点を。

○古案政府委員　御指摘のように、四十六年度初年度が二千五百二十四億の単独含みの下水道総投費額でございますが、そういうものを予定いたしております。したがって、五カ年計画に差を引きたいにしても二千五百億といえますと十分の一の投資額、こういうことになるわけでございます。そういう小規模な投資額で立ち上つてはたして五カ年間で達成できるのか、こういう御懸念

間かと思いますが、そういうことにつきましては私どもとしては、予算要求というのは過去から継続してまいっておりますものでございまして、四十五年度を踏まえまして四十六年度の予算を要求いたすわけでございますので、その際に、やはり四十六年度から新規計画が発足するということになりまして、前年の予算の実績、それとの伸びというところがいつも予算全体のワーク等におきまして議論になるわけでございますが、かなりそういう点、私どもは努力をいたしましたことでありまして、この結果は下水道の四十六年度の総経費の中の国費の点をごらんいただきますと、国費は対前年に対して四割実は伸ばしておるわけでございます。この内容は申し上げたかと思いますが、下水道事業の中で国費の占める割合が少ないという強い地方団体からの要望がありますので、それにこたえるべく下水道の事業の中の補助対象率の拡大という点に昭和四十六年度は重点を置きまして、従前五四％でありましたのを五七％まで引き上げることになりましたわけでございます。その関係で国費は対前年から比べますと大いに伸びておる。事業費の点におきましては、総ワークについてはそういう関係もございまして三三％伸びということになったわけでございます。

そこで、この五カ年計画、しからば二兆五千億はどういうふうな規模で毎年伸びていくのかということになるわけでございますが、お答え申し上げますかと思ひますけれども、私どもの試算では、年平均いたしまして、二兆五千億円を達成いたしますには、事業費でもって三五%、国費率でもって三六%の毎年の伸び率の予算が確保されていきますならば、初年度の二千五百億円で立ち上がりまして五カ年で達成できる、こういう見通しを立てておるわけでございます。その三五%事業費、三六%国費というのは、はたして実現可能かどうかという議論になってまいるわけでございますが、今年が事業費で三三%、国費四〇%、こういう伸び率を確保いたしておりますので、それからいたしまして、決してやさしいものと私ども思ひませ

んが、努力いたしますならば、その程度の事業の伸びを下水道には確保していけるのではないかと
いうことを先刻申し上げたわけでございます。
○鬼木委員 それは私も調べてきておりますが、
五四％が五七％に引き上げられた、それは、あと
でまたその点についてお尋ねしたいと思っております
ますが、いづれにしましてもこの計画では、私ども
としてはちよつと納得がしにくい点があります
ね。初年度から二年、三年、四年、五年と第三次
計画の大体の予算の配分とか、おおむねの用途は
あるのですか。毎年毎年出たとこ勝負ですか。そ
の点についてちよつと……。

○吉兼政府委員　長期計画をお尋ねでございますが、下水道につきましても四十六年度からの新計画を立てますわけでございますが、これは最終的には閣議決定という手順を踏むわけでございます。閣議決定の内容は、他の長期計画も同じでございますが、五年間の総事業量をきめまして、それに對する目標と事業の達成量というものを閣議決定の内容といたします。それから、いろんな参考資料はつくわけでございますが、お尋ねの各年度別四十七年は幾ら、四十八年は幾ら、そういうものは閣議決定の内容としてはきめないことになっております。ただ、今後の年次別見通しという点におきましては、先ほどお答えいたしましたように、年平均の伸び率が三五ないし三六というもので伸びていけば、この五カ年計画の事業量は達成できる、こういうふうに私どもは推定をいたしておるのでございまして、そういう目安のもとに毎年予算要求をしていきたい、こういうことでございます。

○鬼木委員　いま大臣がお見えになりましたが、大臣、私が心配してお留守に尋ねておったことは、五カ年計画に対して初年度の投資額が、事業費が二千五百二十四億だ、それは二兆六千億の十分の一じゃないか。それに対して五年の間に十分達成できるのか。言いかえますならば、本年度は概算二千五百二十四億です。倍なければいけないんじゃないか。五カ年なのに一〇％だ。大体ならば初年

度は二〇％で始めて五カ年計画——そう切ったように、はかったようにいかぬでしょうけれども、これでは初年度は心細いじゃないか、だから初年度、特別そんなに事業費を少なく見積もられたという何かはつきりした根拠があるか、そういうこととをちょっといまお留守にお尋ねしました。御説明いただいて大体わかりましたけれども、まだやや私その点……。

○根本國務大臣 御指摘の点は、もつとも不安でございましょう。従来ややもすれば、下水道關保その他というものはおくれがちでございました。ところが、また一方においては違つた実例もあるのです。それは道路特別会計は、私が十三年前建設大臣のときに初めてやつた。當時は一兆円予算と申ししましても、事實は九千億でございすか、ところが現実に実施してみると、とてもこんなことでは交通事情、それから當時は地域格差が激しくなりつゝあつたものですから、これを充足するわけにはいかないということで、翌年すぐに一兆円に直しました。それから今度どんどん、どんどんもう三年に一回くらいずつ改定して、現在では十兆三千五百億、こういうふうにむしろ当初の五カ年計画よりも非常な速度で事業量の伸び率を多くしたということであります。七〇年代の内政の、一番大きな問題が、いまの住みよい環境であり、それから人間生活尊重ということになりますれば、私は、下水道の問題はそれほどでいいかなくても、同じペースで改善をしなければならぬと素は思うのです。これはおそらく國民も支持し、また国会でもそういうふうな形勢になろうと思ひますので、この点私はどなたが大蔵大臣になつても、この主張にはほくは傾聴してくれるだろうと素は感じております。したがいまして、私は五カ年計画をやることにあたつては、いろいろの不安要素、いま鬼木先生が言われた、過去から見ればなれるほど心配だという点がありますよ、ありますけれども、これを克服していきける、またいかねばならぬと考へておる次第でございまして、この点は私がいつまで建設大臣しているかわかりませんけ

れども、いやしくも国会議員としてわれわれがこ
ういう案を策定した限り、国民の世論を代表し、
国会の皆さんの御同意を得て推進したいと思いま
すから、これは達成できると信じておる次第でご
ざいます。

○鬼木委員 大臣のお答えを聞くと、なかなか頼
もしい限りで、私もかねがねあなたを大いに御信
頼申し上げておるのですが、これはもう本気でやっ
ていただかないと、最初はそのそろ行つて、終わ
りのほうになつてあわてて急いでやる。そこらあ
りの道路でもそうです。もうちまたではたいへ
んな不人気です。これは予算が三月で切れるから
やっているのだ、いままでやらないで、十二、一、
二月になつてやるのだ、政府のやることはみなあ
だ、ちまたの声なんです。そういうことのない
ようにひとつやつてもらいたい。最初から
終わりまで、いまの大臣の意欲満々たる馬力を
かけてやつていただかなければならぬ。金が足り
なければ補正組んだつて、追加予算をやつたつて
いいのではないかと考へ方です。私もあ
くまでも人間尊重、いま大臣のおっしゃつたとお
りです。そういう点でひとつお願いしたいと思
うのです。

○吉兼政府委員 お尋ねの四十九水城の環境基準
は、その次にひとつお尋ねしたいのです
が、四十九水城における完全達成の事業費の規模
は三兆一千六百四十三億、こういうふうな答申を
されておる。ところが近ごろの既成市街地あるい
は新市街地等における下水道整備の緊急性とい
うことを私は無視できないと思つておる。四十九
水城における事業費、その点についてちよつと私
はお尋ねしたいのです。これはこまかく計画を
実は私承知したいのですが、四十九水城におけ
るところの、わかる限りの詳細な計画を承知したい
と思つておる。資料があるなら、その資料を見せ
ていただきたいと思います。できればお尋ねの環境
でもいい、少し承知したいと思つておる。どのよう
になつておりますか。その点をひとつお聞かせい
ただきたい。

が昨年の九月に水城の類型指定があつたわけでご
ざいます。この四十九水城を完全達成したいし
すための総事業費を三兆一千六百四十五億とい
ふに試算をいたしておる。そこでこれに對
しまして第三次五カ年計画におきましては二兆六
千億の中で、この水城関連といつたしましては総事
業費を一兆六千四百億、こういうものを一応見込
んでおります。それで各水城につきましては環境
基準の類型指定の際に、その川の状況等に應じま
して、直ちに達成できるもの、五年以内に達成で
きるもの、五年以上かかるがとりあえず当面暫定
の目標値をきめてそれに向かつて対策を進めてい
くというものを、それをイ、ロ、ハというふうな分
類をいたしておる。その分類によりまして私
どもの一兆六千億の投資でまいりますと、五カ年
間で二十五水城がこの下水道事業をやることによ
りまして一応達成できる。残りの二十四水城が五
年以上かかるわけでござりますが、大体四年・六
年程度の年限で達成できる。これは五十一一年以降
の第四次の下水道計画と申しますか、そういう時
期におきまして達成できるわけでござります。そ
ういうふうな大きなめどを立てております。

なお、先生御指摘の福岡県の関係で申し上げま
すならば、福岡の市内河川がこの四十九水城の中
にあつておる。この環境基準の関係は
那珂川の支流と下流に分かれておる。上流
のほうはいろいろな工場の排水規制等で直ちに達
成できるというふうな基準になつておりますが、
下流につきましてはハの分類でござります。五
年ではちよつと無理である。当面五年内に達成
できる暫定目標をきめて、それで事業を進めてい
くという分類でございまして、それからいきます
と総事業費が五百八十一億でございまして、それ
に對しまして私どもの五カ年計画で、これは
まだ確定したものじゃございませんが、大体三百
億程度の事業を予定をいたしておる。このペー
スでまいりますと、九・五年で環境基準が一応達
成できるというふうなところと思つておる。それ
から大牟田川でございます。大牟田川につきまし

ては二十億程度の総事業費でございまして、これ
は分類がロでございまして五年以内に達成でき
る。したがつてこの五カ年で二十億の投資を一応
見込んでおる。こういう状況でございまして、
○鬼木委員 いま計画を承知しましたが、これは断
片的な部分のお話を聞いたのですが、もっと根
本的に、それでは四十九水城における事業費の問
題をお尋ねしたいのです。個々の問題はまたあと
で。

この四十九水城の対策費と、それから一般都市
における下水道の整備事業費の投資の割合、それ
をどういうふうに見通しをなさつておられますか。
一兆六千四百億を見込んでおるといういまのお話
でございまして、その一兆六千億の四十九水城の
対策費と一般都市における下水道整備事業費の投
資の調整ですね、割合といふことは、それをどう
いうふうな計画しておられますか。
○吉兼政府委員 ごく大まかに申し上げまして、
全体の五カ年の下水道投資額の中の六割程度をこ
の水城関連の下水道投資事業に振り向けたい。し
たがいまして、この水城以外の一般都市のほうは
四割といふことになりまして、
○鬼木委員 あなた方が六割と四割を決定された
その基準といふことが根拠といふことが、その算
定基準ですね、これはむしろあなた方が考へに
なつておる、何かそこに根拠があるから六割と四
割にされたのだと思つて、その根拠をひとつ教
えていただきたい。それを私ちよつとまだ疑問が
あるのだから。

とによりまして達成できるもの、こう二つあるわ
けでございまして、そういう五年以内に達成でき
るものと、それからその水質の状況等からいきま
して五年以内にはちよつと無理だ、だから五年間は
暫定の達成の目標値を設定いたしました。それで
当面は暫定目標に向かつて下水道事業を推進する
というふうな考へ方で各水城ごとに作業をやつた
わけでございます。その積み上げ作業をやりました
結果一兆六千六百億程度のものがこの四十九水
城に五年間に投資が必要である、こう出たわけ
でございます。

そこで私も、二兆六千億の中では、やはり
水質環境基準対策というものが最重要であるとい
う観点から、この部分を先取りするようになつてこ
うで計画を設定していきたい。それからまいるま
すと残りの約四〇〇程度がその他の一般都市の下
水道事業に向けられる、こういう考へ方になつて
おります。
○鬼木委員 大体おっしゃることはわかつておる。
たぶんそうだろうと思つておる。ところが、こ
の環境基準の指定権が都道府県知事に与えられ
たのでしよう。それで近く都道府県知事から指定地
域はここ、ここだといふ発表があるはずだ。もう
発表があつたのですか。またあると思つておる。
でございまして、いまあなた方の六割、四割とい
うそのお話をわかつた。わかつたが、今後都道府
県から追加される分を予想しなければならぬと私
は思つておる。いいですか、よく聞いてください
よ。追加されたらどうするか、もちろん出た部分
に重複する部分もあると思つておる。重複する部
分もあると思つておる。全部が重複じゃないん
だから、今後追加が予想される。ただ六割四
割はどのようになつておられるのか。これはまこと
でやつていけばいいというふうな、これはまこと
に申し上げかねるけれども、そういううざな考
え方じゃないかと思つておる。この追加
指定権を都道府県知事に与えておるんだから、こ
もだ、こもだといふ場合になつておる。

それはいまきめておられるのに重複する部分もむろんあろうと思うけれども、以外のももたたくさあると思うのです。ですから、そういう事務的に簡単に四割、六割というのじゃやととぐあいが悪いんじゃないかと思うが、公害部会あたりでも明確にそういう線が出ておりますか。それを私承りたいのです。

○吉兼政府委員 御指摘のとおりでございます。これから水質関係の行政が地方の知事のほうに権限が委譲されることになるわけでございます。それに私どもの下水道事業も対処していかなくばならないというふうに、非常にむずかしい問題があるわけでございます。現在の考え方としましては、四十九水城というものは国のベースでございます。現在日本の中におきましての水質環境基準達成という点から一番緊急度の高いものが四十九水城に取り上げられたわけでございます。

それから三十一水城が新聞等で出ましたけれども、やはり国のベースでさらに追加指定が行なわれる予定になっておるようでございます。これにつきましても、私どもは十分対処するようなことを考えて、先ほど一兆六千六百億と申し上げましたその中におきまして、この近く追加されますところの三十一水城に対処しますものといいたしまして五、六百億程度のものを見込んでいきたいというふうな考え方を持っております。

そこで残りますのは、今後知事さんがおきめになるところの水城になるわけであります。大体私どもの大きなめどとしましては四十九、それから今度取り上げられます三十一、下水道投資で環境基準を達成しなければならぬという大口の、大株主的な水城はほとんどこれでカバーされるのではないかと。したがってあと残りますのは、かりに環境基準がきめられまして、いろいろな工場排水の規制でございますとか、そういうもの、それからいわゆる下水道整備をやらなければならぬところもありまして、全体のウェイトからいいますと、四十九プラス三十一の水城でかなり重

点的なものがカバーされるんじゃないかというふうに思っております。むろん追加されてまいりますところの新しい水城に対しましては、これも二兆六千億というものは一応いまところはセツトされておりますので、その中で極力重点的にそういう地域の下水道整備に振り向けてまいりたい、かように思っております。

○鬼木委員 あなたが四十九水城の説明を私は聞いたわけじゃないんだからね。そういうことを聞く必要はないんですがね。都道府県知事に環境基準の指定権を与えられたんですから、あなたの方のお考えは少々甘いんじゃないかと思うのです。国において指定しているから大体においてはいじょうぶだというふうな考えがだいぶおありのようですけれども、私はそうじゃないと思うのです。さっき一兆六千四百億と言われたが、いままた一兆六千六百億と言われたが、どちらか。あなたの話ではたびたび変わるんだが、それははっきりして、だいたい話が違ふ。ですからそんな簡単な甘い考えでなくて、もっとこれをはっきりしてもらわないと私は困ると思うのです。五カ年の間に四十九水城、うち二十五水城は完全にやっつけようんだ、また五十一年度からあとの残った二十四をや、こういうお話もわかりました。わかりましたけれども、都道府県知事から出るところのものはどうするか。それに対しての十分な予算措置についてあなたの方の腹案があるか。いまのお話ではただ意欲だけであって、それに対しては何ら具体的な説明がないわけですね。そうしますと、また全体の下水道計画というものは変わってこななければならぬと私は思うのです。そうすると先ほどから大臣がだいじょうぶ達成しますと言っているしやるけれども、私はできないようになるんじゃないかと思うのです。そういうことであなたの方を責めているんじゃないのです。私は心配のあまりお尋ねしておるのです。そういう点、大臣どうでしょうか。

○根本国務大臣 鬼木さんと事務当局のやりとりを私も聞いておりました。これはまず第一に四十九水系、この地域は現在日本においてどうしても早く環境基準に達して、そしてその地域の環境をよくしなければならぬというところで取り上げたこととでございます。それから、国がみずから指定し、みずからその意図を示したものに對して、国の政策としてこれを早く環境基準を達成するための下水道整備をすることが国家の責務である。したがってそこに重点を入れたわけですね。ところが、この四十九水系が、全部が全部いましてこの五カ年計画でやるというところは必ずしも適当でないものがございます。あるいはまた事実上これをやっておりますと他に全然、いま御指摘のようにやれないところがある。そこで一応段階をつけまして、五年間に必ず達成しなければならぬものは相当無理してもこれをやる。ところがもう一つは、暫定目標をきめて、そこまでやればまあ大きな被害はない、しかもまたこれは他の手法でもできる、たとえば今度の公害立法によつて企業者にいろいろの改善施設をやつていけば、それでまあまあ何とかやっつけていくというものもある、そういうものを全部集計してみますと一兆六千四百億か何かがしなった、これをまずやろう。それから残余のもので今度は一般の地区の整備をはかる。ところが、それは一応役所としてはやっているだろうが、今度は都道府県知事に水質基準の指定権を与えただ、それから今度は向こうのほうからどんどん出てきたらどうするかということも問題だと思ふ。これについてはいままでに、実は都道府県より前に国全体として日本全域にわたる環境基準を次に指定すべきものを、これは経済企画庁が中心になってずっとやっつけているわけですね。したがって、大体その線が第二次的に指定されるというところは都道府県知事もよく知っている事柄でございます。したがって三十一水系が今度指定されますと、大部分が県が要望することと合致することでございます。その後に起こることとは、もちろん鬼木さんが指摘されるような知事にやらないというものが出てくると思ひますけれども、現状の段階ではまずやはり新たに指定される三十一水系に集中してくるであらう、こういうことであります。その点は現実に指定いたしましたも、事業を実施するのは国の助成、補助なくしては都道府県もやり得ないわけでありまして、そこでこの指定権は知事諸君に与えてありますけれども、事業計画を実施する場合においては、やはり都道府県知事が国と協議の上に事業計画を立てざるを得ないわけでございますから、その間で調整してまいりたいということでございます。それが先ほど鬼木さんが言われたように、ある地域が、いまはそれほどないけれども、工業関係が急にある地方に集中していった、そのために従来の標準からはずれて緊急にやらなければならぬというものも出てくると思ひます。そういう場合には、やはりそれを重点的にやるために政府としても計画を変更し、あるいは財政支出を別途にやるというふうな、弾力的な対策をやらなければならぬ。そういうような意味から見ても、実は二兆六千億のうちの一千億が予備費にとつておるのは、これは災害とかなんかもありますけれども、そうした社会経済情勢の変化にに応じてやらなければならぬということも一応考えておるということでございます。したがって、概念的にはいろいろの心配はありますけれども、現実の運営においてはそういう問題を解決してまいりたいと考えておる次第でございます。

○鬼木委員 そこで、いまの大臣のお話で、一兆六千億を先ほど事務当局のお話によると六対四、まず大ざっぱに計算して一兆と六千億ぐらい、こういうことになると思ひますが、一兆の中には調査費とか予備費も入るわけでしょうからね。だから大体四十九きめておるから、都道府県知事からそんなにくるわけはない、きてもこっちで指定しておるのと重複しているのがある。だけれども重複していない新たな分がきた場合に、国できめておるのだからこれが優先的、おまえたちの待てど、そういうぜひお願いしたいというのがかりにあった場合でも押えられる心配がかりはしない

か。だから私が言いますのは、それに対して、新たに国が指定した以外のものが都道府県知事からきた場合にその対策費としての予算が十分組んであるか、それを見込んであるか、これを私が結論としてお尋ねしておるのである。そうしないといふと、せっかく一生懸命になつて地元民の要望で持つてきても全部押えられる、こういう憂いがありはせぬか。国家で四十九きめたのだ、われわれがきめてるのは四十九水城だ、それ以外はあと回しだ、待て、こうなつた場合に困るんじゃないか、こういうことをお尋ねしておる。

○根本国務大臣 その点は、あとの四〇%のうち厳密にはどの個所に何ぼという張りつけはしておらないわけですが、これはどうしてもやらなければならぬものについては、それは弾力的に運用でできると思ひます。そういう意味において、実は五カ年計画は各水系別にどれだけの金額を張りつけるかというところはやつていないわけですが、その間で運営できる。

それで、先日ほど御指摘がありました一応概定としては一兆四千億か何ぼかを四十九水系に割り当てておられますけれども、これもまた他の公害立法との関係において相当改善ができて、むしろいままで予定したところを別に変更して他のほうに回してもいいという場合もあるものでありまして、したがつて一応六〇%ということはいま概定してありますけれども、これは固定しておりません。これも状況によつて相当変更できるというふうにならねば考へておるのでございます。

○鬼木委員 そういふ点においては非常に弾力性を持つておる、このように私理解いたします。そういう点においてはひとつぜひお願いをしたい。次に第二次五カ年計画において昭和四十一年度末現在の排水面積を八百八十六平方キロメートル、こういうふうにしてある。四十六年度末の排水面積は二千四百二十平方キロメートル、こういうふうな目標が計画に載つておるようでございますが、昭和四十五年度末の排水面積の現状が千三百五十四

平方キロメートル、これは非常に開きがあるんですよ。こういう実態、私はその整備目標の実態が全然わからないんですが、なお、これはおたくの資料で見たのですけれども、五カ年の整備目標に対して四カ年間で四〇%、投資額で六八・六%これだけの普及率になつておるわけです。これが第二次の計画の実情であるわけです。こういうことで、第三次計画において排水面積で一〇〇%の達成がはたしてできるかどうか。大臣は心配するなとおっしゃるから、私非常に意を強くしておるけれども、こういうのを数字の上から見ると――先ほど、事務当局は、第一次、第二次はわれわれの計算どおりいかなかった、ほんとうに遺憾に思つておる、そう言われれば、それでもう全部終りだけけれども、しかし、そういうことで、はたして第三次計画ができるかどうか、私非常に懸念を抱くのですけれども、そういうことについては、大臣でなくともよろしゅうございしますから、ひとつ御説明願ひたい。

○吉兼政府委員 御指摘のとおり、第二次五カ年計画の過去の実績を振り返つてみますと、実際の事業量という面からいいますと、先生御指摘の排水面積でまいりますれば、四十六年度末が八百八十六で、目標として、四十六年度末で二千四百二十平方キロという面積まで整備をするという計画でスタートしたわけでございますが、それが実際の実績におきましては、四十六年度末で大体千五百九十九平方キロ、つまり、四十六年に第三次に切りかわるわけでございますが、四十六年度の投資額を入れますと千五百九十九平方キロということで、達成率からいいますと非常に低うございします。これは、たびたび申し上げておりますが、やはり労務、資材関係の単価の値上がり、面と、それからもう一つは、下水道に特有の理由といたしましては、昨今の交通事情等からいいますと、非常に夜間工事をやらなければならぬという場所が出てきた。それから、オープンカットではなくてシールド工法とか、あるいはそれに類する押し込み工法というふうな、そういう工法をやらなければならぬ

ということ等の関係で、工事費の単価が非常に値上がりしてまいつたということが、金目においては大体九六・七%までの達成であつたのでございしますが、実際に整備いたしました量におきましては、いま申し上げたような状況になつたわけですが、そこで第三次計画におきましては、そういういろいろな工法の関係も、十分過去の経験に徴しまして考え、単価の点においては、一応四十五年価格といふものをベースにして二兆六千億といふものを計画いたしておるわけでございますが、その際におきまして、こういう工法の関係も十分配慮し、それから単価の点におきまして、これは將來のこととはよくわかりませんが、四十四年の価格に對しまして、四十五年の単価は、私のほうで調べましたいろいろな統計資料等によりまして、十分値上がり分といふものを四十五年ペースで見まして、それで今回の計画を立てた。そういう点からまいりますならば、そういう工法なり単価――これは今後の資材の値上がりにも関係いたしますけれども、そういう点を十分配慮しながら必要な投資額を確保してまいりますならば、五カ年計画は達成できる。しかも、金目ではなくて、実質の事業量という面において達成できるという方向で、私も努力をしてみたいと思つております。

○鬼木委員 あなたは、値上がり値上がりばかりばかりおっしゃるけれども、値上がり値上がりばかりでは解決できません。これは、先ほどあなたも認められたのです、五カ年の整備計画が、四十六年で四〇%しか進んでいないのです。しかも投資額は六八・六%ですよ。文句があつたら言つてください。私は計算したのだから、そんな言いかけんないことを言ひませんよ。そういうことで、それは何回もいふことを言うようですけれども、大臣はだいたいよく、だいたいよく、心配するなとおっしゃるけれども、これでは心配せぬでおれぬじやありませんか。単価が上がる、単価が上がるおとしやるけれども、これから、第三次計画では、単価は一切上がりませんか。上がりますよ。どんどの上がつていきますよ。佐藤さんは、物価安定だなんて言われるけれども、一つも安定せぬじやないか。不安定だ。だから、そういう点をもう少し、あなた方は事務屋だから、もう事務の最高の方なんだから、もう少しきめのこまかい計画をしていただきたいと思うのです。そうしなくては、何ぼ大臣がだいたいよくだとおっしゃつても、親の心子知らずで、あなたたちはこわしてしまふ。えらい大臣をほめて、大臣のちやうちん持ちをするようだけれども、何も関係はないのだから、大臣のちやうちん持ちをする必要はないのだから、だけれども、事実を事実として言つておるのである、ほんとうに大臣の気持ちなら気持ちを賣つて、あなたたちはもう少しこまかく研究してもらわなければ困るですよ。そうしなければ、ただ心配するな心配するな、空手空拳で心配するな心配するなと言われたつて、かようかくくくしかじかでこのやうになつて、こうなつて、こうなつて、だから絶対心配要らない、過去においてはこうだつたけれども、これから將來はこうだ、そういう点はこういうふうによつていく、そういう点はこういうふうにかべられていく、だから決して心配御無用だ、こうなればわれわれも安心しますけれども、どうもそういう点が――だから、結論として、過去の第一次、第二次みたいな、ああいふ不手ぎわなことはやらないうに、第三次計画においては、少なくとも国民の皆さんに公約した以上は必ず御期待に沿うようには下水道の整備をいたします、このやうに理解していいですか。

○根本国務大臣 それは御趣旨に沿つて私はやるつもりであるし、佐藤内閣としても、それだけの決意をしていて申し上げたいと思ひます。これは、先ほど何回も申し上げましたように、従来、ややもすれば、国民全体、また政府においても自己反省してみると、下水道事業は市町村の事業であるというやうな觀念が強かつたのです。今度はそうではなくて、これは国がほんとうにこ入れしなければならぬというので、こういうかなりの大幅の増強をしたことでもありますし、それから、いま事務当局が単価が上がつた、これ

も事実だと思います。ところが、従来やもすれば大蔵の査定は、いわゆる超過負担を相当地方にやらしてある。これはあらゆるものによっておりました。学校にしろ、その他の住宅にしろ、それはやっておいた。したがって、一応かつこうはつておるけれども、そこに非常な超過負担のため質的な低下あるいは事業の縮小がある。今度はそういうことはいつておられない。やはり現実とその結果として環境を改善し、人間の生活を保全するところを重点に入れますれば、物価が上ればやはりそれだけの単価は上げていかなければならないし、土地代が上ればそれだけのことも私は要求する、そうして確保をしていく。その結果二兆六千億で足りなければ、それはさらに改定していけばいいのでありまして、それだけの私は前向きな弾力的な姿勢でこれを行っていかねければならない、こう思う次第でございます。

○鬼木委員 だんだん時間が来ますので、その次にひとつお尋ねしたいことは、これは直接下水道とは関係ないといえませんが、ぜひお聞きしたい。私は、大いに因果関係もあるし、ぜひお聞きしたい。これは先ほどちょっとお話ししました。下水道事業の先行投資の場合、道路整備事業との調整をどのように考えておられるか。実態は大臣がお考えになっておられるとおおそ違っておる。あれはむだな投資じゃないか、掘り返し掘り返し同じことを何回もやっている、それで大衆には非常な迷惑をかけている、あれはむだな投資じゃないか、こういう声がまたに満ちておるのです。これは御参考までに、これは私が言うのじゃありませんから、新聞切り抜きです。前もって報告を申し上げておきます。「近ごろやたらに道路工事をやっている。大は高速道路から、小は細い裏道の下水工事に至るまで、そういうふうには休まれない。」「夜中じゅういやな音をたてて、朝はもぐらの通ったような跡を残したままになっている。おかげで、自動車の通るたびに家鳴りし、家鳴りがするのです。」「地震の激しさに地震ではないかと一日中驚かさ

れる。」「云々で、それからこういうことが書いてある。」「暮れからやたらに同じことの繰返しのような工事をやっている。子供のままごと遊びでももう少し計画をたててやっているように思う」、子供でさえも、ままごとをするのも、何やるのでも計画的にやっている、子供は子供なりに。その次です。問題は、「聞くところによると年度末の予算が残っているため事業だということ。もつと有効にお金はつかつてもらいたいものである」、こう書いてあるのです。どうですか、これでは事実私も困るのです。朝は何のことなく行った。夕方ほうほう通れない。車が通れない。そんな無計画なことを、しかも同じことを、この間掘ってよくなつたと思うとまた掘り返して。子供のままごととみたら、それでむだな投資だ。年度末になつて金を使つてしまわぬとたいへんだというのでやっているのだ。ですから私は先ほど思ひ合せて大臣の御答弁ではつきりわかりました。皆さんの御答弁でもわかりましたが、初年度に十分の予算でも使つて、終わりになつてはまた掘り返すのじゃないか、あつて。またの道路工事はみなそうじゃないか。下水道工事はみなそうじゃないか。年度初めはばらばらやつておつて、年度末になつて新予算にかななければならぬ、予算の変更時期だ、いま使つておかないとたいへんだ、それやればあつてこうです。これは私が言っているのじゃない、新聞に言っているのだから、何も私を恨めしそうな顔をして見たつて関係がない。そんなことは関係ないのだから、いかがですか。

○根本国務大臣 従来いわゆる道路工事、下水工事、電線、地下鉄、いろいろの企業体が別々にやつたからそういうことがあつたようでありまして。しかも本格的には、あとで御質問あると思ひますけれども、日本の大都市なんかでは共同溝を築いてほしいというので、共同溝の法律もつくり進めたりしますけれども、なかなか先行投資にガス会社とかその他のものが出てこないためにおくれていることはまことに残念です。しかしこれは促進したいと思ひます。

それからもう一つ申し上げたいことは、これは全部都道府県が事業の主体なのです。下水道にしろ、それから側溝にしろ、それからいまのガス工事なんか全部これが都道府県の認可が主体です。そういう関係で、これはできるだけ統一的にやるために企業者間の協定をさして調整をとるよう指導はいたしております。今後さらにこれを進めてまいりたい。

それから、そういう意味で先般の国会で成立させていただきました新都市計画法に基づきまして、市街化区域と調整区域が今度ははっきり明定できます。それから、そこで、何といたしましてその市街化区域においては、いま御指摘になりました相矛盾するような工事をばらばらにやらすに、計画的に都市計画の一環としてこれは進めていく、こういうふうに進めてまいりたいと思つております。なおまた、既成市街地においても、いろいろいま問題になつておる交通障害の問題、公害の問題、さらには震災対策、こういうものからすれば都市の再開発をしないといふ解決できない問題があります。それを今度進めてまいる予定でございます。

それから、年度末に至つて金をがつかうということは、従来その傾向は確かにありました。そこで本年は、この予算が成立いたしますれば、直ちに各都道府県に全部令達できるようにいま作業いたしております。そうして本年は特に経済情勢もありまして、上半期においてできるだけ早く仕事を発注しなさいという指導もしております。私も実は東北であります。毎年、毎年のように困るのは、予算令達がおそいので、一番条件のいいときに仕事がなく、降雪の著しいときに予算が来て、結局突貫工事になつていく、これも痛切に感じております。公共事業はどうして年度初めに早く令達し、そうしてでき得るだけ早く工事に着手するように指導してまいりたい、そういうようなことを強く私が決意をして大蔵大臣にも話したところ、たまたま本年は景気の停滞もありまして、今度は大蔵大臣がそのとおりだといふことで非常に協力してくださつております。

で、いま御指摘の点は相当改善できると感じておる次第でございます。

○鬼木委員 道路がよくなるとかいつぱいになるといふことは、だれだってうれしいことで、それを私は悪く言っているのじゃないのです。だからこの新聞に投書している人もなかなか如才ないのです。「出来上がつてしまふばかりにたいにちがいない」、こう書いてあるんだ。なかなか如才ない。一点の批評も受けないようにこうやっている。よほど頭のいい人だな。だが、いま大臣の御答弁を聞きますと、一々にこつとでもけつこうでございまして、しかし大臣のおっしゃることが威令が行なわれないんじや私は何にもならぬと思うのです。そこが大事だと思ひます。根本大臣のおっしゃることはまことに私にありがたく拝聴しました。おれはこう思つて、こういふ点は改革する、こういうふうに行つてやる、あなただちが思われるように自分もそれは同感だ、それだけじゃ困るんですね。その威令が行なわれないけれども何もしないのです。画餅にひとしい。ですから道路はこれは都道府県だ。しかし行政指導はいやしくも建設大臣ならば私は十分にやるべきだと思ふ。しかも道路工事はやはり国家の補助がついていふから、補助金があるんです。それから、だから私は、都道府県知事がどうだ、あるいは予算の令達がどうか、これはそういう点を行政指導していただき、そういう点を改善していただくのが大臣であつて、ただああしろこうしろで威令は行なわれない。おれはこう考えている、こう改善すべきである。それは言うだけなら大臣は来ていたかなくても、こへテープレコーダーが何かに置いておけばそれでいい。それじゃ私は困る。ただ伝達をするとか、ただ通牒を出すとかじゃ困るんですね。ほんとうに威令が行なわれないければ、大臣のお考えは私は全面的に拝聴します。またお考えは尊重します。まことにこつぱな御答弁です。しかし事実において、現実において、さすが根本大臣が言われたらこうなつた、こうやつてもらわないと大衆は迷惑しております。非常に

迷惑しております。しかもいままあなたのおっしゃった共同溝の問題も、私は根本大臣のおっしゃったことなんかもう細心に注意してやっていますよ。これはあなたが大阪のガス爆発のときにすぐ現場へ行かれた。もうちゃんと知っていますよ。そのときあなたは将来共同溝などをつくって善処したい、こうはつきり述べておられるのです。だから何でも知っています。私は、もうあなたの心情は——心情というのか何というのか、あなたのおっしゃっていることはよく知っています。だけれどもその意欲だけでは、ただおっしゃるだけでは困りますからね。それをもう少し本気で——本気と言おうと御無礼千万と思えますけれども、現実的にそれを効果はつきり実証が出るようにお願いしたいと思えますね。それで、いまおっしゃるように予算達なんかも早くやって、そして年度初めにどんどんやって、一年のうちで半分以上くらいはもうでき上がったところで、全部でき上がったところで大衆がみな喜ぶというのでなければ、上半期や四半期のうちで、もう下半期くらいまで、最後の後半期でたばたやってしまおう。前の三・四半期はもう遊んでおるといふようなことでは困る。私はほんとうに大事な予算が、生きた予算として予算を使ってもらいたい、このように考えるのです。まあ大臣もそのとおりのお考えであらうと思うが、十分ひとつそれをやっていただきたい。

○根本国務大臣 いろいろと御訓戒並びに御激励ありがとうございます。昔でありますれば内務大臣が都道府県知事に命令し、これの人事権を持っておったから、昔は威令が行なわれて、いまは都道府県知事が全部これは公選でございます。そしてこの知事さんが、幾ら厳重な行政指導をしても、そっぽを向いておられるものにはどうにもこれはしょうがないです。これが一番悩みの種です。その点において直轄事業、これは相当やれるのです。われわれの威令をほんとうにまともに受けて協力してくれるところはやれるけれども、初めからおれわれの威令を無視しておる自治体の長には、残念ながら威令が行なわれませんが、これはむ

しろ国民の監視においては是正してもらわなければいかぬと思うのです。たとえば道路に対する予算を出してやっても、土地収用法はやらない、あるいは住宅の予算をやってもそれを消化しない、これはしょうがありませんので、この点はおしかりを十分受けて、私もできるだけ懇切丁寧に自治体にも相談の上実施するようにいたしたいと思えます。

○鬼木委員 都道府県知事が公選である、だから昔の内務省みたいな関係にはいかぬ、それはごもつとも。不肖でありますけれども私もその点はよく知っております。しかしながら、やはり地方の開発という点に対しては、指導、補導、助言はしていただかなければならぬ。こういう点を命令一下というわけにはいかぬと思うのです。またそういうことをやってもそれは封建的で、そういうことは地方自治を尊重しなければならぬですからね。そういう私は御無理なことをお願いしているわけじゃないのです。

次に、時間がだんだん迫ってまいりましたので少し急行で急ぎますが、下水道整備の財源についてお尋ねしたいと思えます。財源というのは、私が申し上げるのは別に窮屈なことを申し上げているのではありませんけれども、目的税だとか特別税というふうなことをいうわけでもないのです。けれども、何らかそういうふうな財源確保の必要があるんじゃないか。そういう点を大臣は何か御腹案でもあるか、お考えでもあるか。まあ五カ年計画で五十年で済むわけじゃないですから、将来第四次もあると思えますので、相当多額の投資が毎年必要であると思えます。そこで下水道維持管理というふうなことに對して、何か財源の確保というふうなことをお考えがあるか、そういう点について。

なぜそういうことを申し上げるかというと、いまのお話にも関連しますけれども、市町村の下水道の整備という点、あるいは維持管理ということに對しては、非常に財政負担が多くて、実は大

臣もお留守でございしましたけれども、私どもが地方に参りますと、市町村なんか参りますと、下水道の問題が非常にやかましいのです。これはこの市町村も頭を痛めておるわけなんです。非常に負担が大きくて悩んでおるのです。そこで国は国として、膨大な予算を組んでおるから、この財源確保という点に對して、大臣に何らかのお考えがあるかどうか、その点ちょっとお尋ねいたします。

○根本国務大臣 御指摘のとおり、国費もさることながら、地方負担が非常に大きくなってなかなかたいへんだと思う。そこで現在のあれとしては、都市計画税、これが少し増徴になってきます。それから交付税配分にあたりまして、私は基準財政需要の中に、下水道事業をやっておるところにはやはり一つの重点を置いて配分をしようというように自治省に要請しております。

それからもう一つ、基本的にこれはなかなか大蔵当局がまだ同意しておりませんが、私といたしましては、こういうものは先にやればやるほど経済的でかつりつぱなものが、国民のために役立つわけですから、私は下水道については公債発行してもいいじゃないかという考えをもちまして、これを主張しております。ただ公債発行という、これを主張するのは反対論が非常に強いのでなかなかあれですけれども、日本の経済がこれだけ落ちりとしてきておりますし、しかもそうしたものを償還する能力は十分に日本の経済状況からすればあります。昔の戦時公債のように生産に回らないようなものなら別だけれども、これは現実的に直接間接に生産に役立ち、国民生活をより豊かにしようとしてこれを先にやればやるほど効果があるものは建設公債を出してよろしいという説を私は前からしております。これを大蔵当局にも言っています。段階までもまだいってません。しかしながら、こういう問題も国会の場で、こういうものこそ与野党通じてこれであるべきだという形勢になりますれば、私は実現決して不可能ではないと思

います。今後も、実はこういうところで申し上げて少し大胆過ぎるかもしれぬけれども、引き続き下水道事業の実施にあたりましては公債を発行してもよろしい、そうすると、たいてい大蔵当局が言うのは、償還財源がないじゃないか、償還財源のないものに公債を発行するのはいかぬ、こう言うけれども、私は必ずしもその説はとらなくてよろしいと思うのです。これはある意味において、いまやれば実質上効果があるということになれば、税金を先に投資してあとでその税金で償還したって、一般会計で償還したって何でもないことです。それから、こういう意味で、そこには実は財政理論としての見解の相違がありますけれども、これも皆さんの御支持を得て今後とも努力したいと思っております。

○鬼木委員 これは私聞くとところによりまして、日本の立ちおくれた下水道の整備を完ぺきにするには、全国総合して十五兆の金が必要、こういうお話を聞いておるのですが、間違っておたら訂正していただきたい。

○根本国務大臣 そのとおりです。

○鬼木委員 そういふ大事業ですから、これに對しては国自体も特定財源というふうなものを何か設けておくべきじゃないか。それからまた大臣のお話で、市町村に對するところの国庫補助が非常に大きい。これはむしろ大きいと思えますけれども、国が困る以上に地方自治体はなお困っております。そういう点をお考えいただきたいならば、財源の確保ということに何らかの公債発行もある程度検討しようかと私は思うのです。償還のめどがないじゃないかなんかというところは、私はおかしいと思ふのです。これは直接償還のめどはないけれども、産業経済の発展は道路にあるのです。あるいは下水道、これは人間尊重の意味からいえば、下水道がなくて公害をこうむっている国民は悲惨ですよ。人間を尊重し——だから学校教育などという、あれは何も償還ありませんよ。ところがあの子供の教育によって国家の発展、興隆はあるのです。これほど大きな償

選はないのじやないか。人間を公害から守るといふこと、これほど大きな償還はないと私は思うのですよ。何か商売の取引みたいに出したからすぐもらうというような、そういう考え方は、大蔵大臣がもしそんなことを言つたとすれば、大蔵大臣は失脚だ。そんな冗談じゃありませんよ。そこで、いまの大臣のお考えはわかりましたので、これは超党派で大いに推進していただきたい、こういうふうに思います。

次に、いまの問題に関連して申し上げたいのですが、下水道法の第三十四条に載っておりますが、公共下水道及び都市下水路に関する費用の補助について規定してあります。これは専門家の皆さんですら御承知だと思ひます。ところが、その第三十四条には「政令で定めるところにより」ということが書いてあるのですよ。政令で定めて国庫補助率を定める、公共下水道には十分の四、それから流域下水道には十分の五、都市下水路には三分の一、第三十四条には「政令で定めるところにより」とあるのです。ところが、どこにも政令はないのです。私は不肖にしてしるうとすから、どこの政令にあるのか、それをお示し願ひたいと思ひます。政令第何号にあるのか、何ぼがしてもないのです。ところが第三十四条には、政令による、こう書いてある。公共下水道又は都市下水路の設置若しくは改築又は災害の復旧を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置若しくは改築又は災害の復旧に要する費用の一部を補助することができ、と第三十四条に載つておる。その政令によるという政令はどこにあるか、それを教えていただきたい。

○吉業政府委員 ただいま御指摘の第三十四条の政令というのは実はまだ未制定です。したがって、現在は政令によらずして地方財政法の財政補助とありますが、それでもって補助事業を執行してまいつておるわけでございます。

なぜいままで政令をつくらなかつたのかというお尋ねになるかと思ひますが、これはいろいろいきさつがございまして、下水道法ができましたのが三十三年でございまして、その当時は下水道に対する国の財政援助のあり方が現在よりもっとひどく、低調であつた。そこで私も、当時法律ができて直ちに政令をつくりますと、かえつて逆効果になるのではないかと、うな配慮もございまして、むしろ実質的に国の補助率なり補助対象なり、そういうものをうんと当時の時点よりもアップ、向上いたしまして、その上でもってしかるべき時期にその政令を制定すべきであるというふうな考え方で今日まで実は参つておるわけでございます。しかしながら、第三次五カ年計画というこゝろによって下水道事業も非常に大きくなつてまいりました。しかもこの事業は国と地方との事業負担の関係もかなり複雑でございまして、今日におきましてはすみやかに政令を制定すべきであるという判断のもとに、目下この政令の立案作業をやつてゐる最中でございます。近くその成案を得ることになります。

○鬼木委員 ところが、道路法には五十六条が、それから公営住宅は七条が、これは政令ではつきり出ているのですよ。過去において下水道に対して非常に出ない。過去において下水道に対して非常に考え方が怠慢であつた。怠慢という悪い言葉も、等閑であつた。そういうのがない。だつたら、私はこれはいろいろ問題があると思ひます。あなたの方のほうでも、これを政令でびしと定めると、これを動かすことができない。だから政令で定めなさい、いま閣議決定なんかでやつてゐる。だからふやしたり減らしたりすることはできる。そういう便法もあるというふうな考え方もあるかもしれぬ、これは私の推定ですよ。しかし、少なくとも政令の定めるところによつて云々という条文が生きておる以上は、これは極端に言つたら法律違反だと私は思ふ。法律違反といへば、これは非常に言い過ぎかもしれないが、だから私はこれは改定すべきだと思ひます。だから、政令で定めるところによるといふことが、あまりそれにこだわるという弾力性がないから困

ると仰せになるのなら、閣議決定によると私は改定すべきだと思ふ。そこで私がまた、それは続きますよ、そのお話は続くが、そこで政令でびしと明確にきめてあれば、それはあるいはできないかもしれない。よろしうございまして、大臣、ここから先は大臣に。ところが、国庫補助率を政令で定めるところによるといふのが載つていないんだから、政令にないんだから、そこで、いま閣議決定でやつていらつしやるんだから、政令で定まつていないで閣議決定でやるのだから、もう少し弾力性を持つて、公共下水道を十分の四と定めたい。四分の三に上げてもらいたい。あるいは流域下水道は十分の五、これを四分の三ぐらいに上げてもらいたい。それから、都市下水路は三分の一を二分の一ぐらいの補助率にしてみたい、閣議決定だから。そうすると根本建設大臣が徹底的に押しつておれば、これはできる。政令でやつておれば、これはなかなかそう簡単にいかない。だから、あなたの方が政令で定めるところによるといふのをばつたらかして、政令には何にも定まつていないんだから、こういういい便法があるからと、私は善意に解釈すればそうしか解釈できない。それをいつまでもいつまでも、政令で定めるところによるといふが、実際には何もありやせぬ。そんなことをしてほつたらかしてゐる。だから、これを極端にいへば、言い過ぎだつたらごめんください、法令違反じゃないか。なぜ法の改正をしないか、一応はこう言える。しかし善意に解釈して、それは政令で定めるところと、ぱつとそれで待たなしたから、閣議決定で、弾力性で、根本建設大臣は非常に意欲満々だから、今度はこのように上げました、こうやりましたと、こういうふうな解釈していいか。だつたら上げてもらいたい。こういうことです。私の言つてゐることは、まことに論旨徹底してゐるでしょう。どうです。

○根本国務大臣 いま事務局が御説明申し上げましたように、従来地方自治体並びに国の下水道に対する認識が少なかつたために、実は大蔵当局の強い、何と申しますか、いろいろと折衝の間、補助率、補助対象、こういうものがなかなか思うようにいかなかつた。そのために政令をつくつてない。その意味で御指摘のように、法律違反ではないけれども、法律に伴う政令がやり切れなかつたところは適当じゃなかつたといふことはいえません。そこで、これは近く政令をきめまして、法律上の要件を具備してまいりたいと思ひます。私に對して激励のことばがありまして、むしろ法律を改正して、政令なんかやらずに閣議決定でやれと言われるけれども、これはかえつて不安定になりましてトラブルが起きますから、むしろ政令ではつきりきめて、そうしてこれをやつていき、またさらに社会情勢あるいは経済情勢の変化に応じて必要とあればその政令は閣議決定でこれは変えることができまゝから、そういうふうな前進的な態度をとつてまいりたい、こう考える次第でございます。

○鬼木委員 いや私は善意に解釈して、先ほどからる申し上げたのですがね。そこで根本大臣のようになんか意欲満々の方ならば、閣議でも徹底的に押しまくれるかもしれないけれども、建設大臣は終身職じゃないでしようからね、そうもいかぬかもしれぬから、いづれにしましても、各市町村ではこの下水道の整備というこゝろに對して、予算措置というこゝろに非常に苦労してゐますので、そういうことをお願いしたわけでございます。

それでは、全部飛ばしまして最後にもう一点。もう少したつぷりお尋ねするつもりでしたけれども、おたくのほうから建設月報が出ておりました。これを拝見して、今度の下水道の五カ年計画にあつたつて水洗便所の改造義務づけが出ておるようであります。ところが、これに詳しく書いてありますから、もう時間の経済でいろいろ申し上げませんが、地代家賃統制令の適用を受けておる場合です。簡単に申しますと家賃が非常に安い、千円とか千円以下とかあるいは千五百円とか安い家賃を取つてゐる家主さんがあります。これを義務

づけられた場合に、しかも三カ年の間のうちにやつてしまえと、こういうことでしょうか。そうすると、法定家賃で統制されておる、そういうような方の水洗便所の取りつけという点に對して、若干これに説明もしてあるように思いますが、はつきりした確かな説明がないわけですね。そういう實際問題にぶつかった場合に、当事者間で話がうまくつかぬか、そういう点懸念があるように思いますが、どなたか……。

○吉兼政府委員 水洗便所の改造の義務づけを先般の下水道法の改正ではかつたわけでございます。下水の処理が開始されてから三年以内という期限をつけております。ただし特別の場合、生活困難者とかそういうことで正当な理由がある場合、そういう場合に限っては下水道の管理者はその期限を猶余することができ、そういう規定も設けてございます。お尋ねの地代家賃統制令との関係でございますが、その地代家賃統制令の七条一項におきまして、借家におきまして改良工事等が行なわれましては、家主は賃金統制額の増額の認可申請とすることができ、ことになっております。この水洗便所の改造もこの改良工事に含まれるものという点で解釈されておるわけでございます。したがって、いわゆる地代家賃統制令の対象になつております家賃の家賃につきましても、水洗化されました際には、家主は当然にその水洗便所の改造に見合うところの家賃を借家人に對して請求できることになるわけでありまして、しかしながら、過去のいろいろな水洗化にからみまして一番トラブルが多いのは、御指摘の家主、借家人の関係のようでございます。これは地代家賃統制令の対象の家賃に限らず、そういう点につきましても事実でございます。その辺の今後の指導というものがつきましても、私も十分配慮いたしまして、行政指導面におきましてこの辺のトラブルを少しでもなくしていくような方向でやつてまいりたい、かように考えております。

○鬼木委員 大体この水洗便所の取りつけは、こ

れも私、的確にまだその資料を集めて研究したわけじゃないのですが、かれこれ二十万くらいかかるというような話ですが、どのくらいかかるのですか。

○吉兼政府委員 改造のための必要最小限度の工事は大体五万から六万というところでございます。先生おっしゃつています二十万というのは、この機会に便所をタイル張りをするとか、便所回りをよくするとか、そういう増加費用が入りますとかなりかかるようでありまして、改造に要する最小限度の費用は五万ないし六万でございます。

○鬼木委員 この問題は、非常にそういう低家賃で統制令にかかつておるという家賃主さん、水洗便所を取りつけさせるといふこと、しかも三年間の間に取りつけなければならぬという、そういう義務づけがあるということに對して、いろいろ融資の面なんかもあるということに對して、書いてあるようですが、問題は、實際問題としてほんとうにそういうことがスムーズに行なわれるように、トラブルが起らないように——ただ千編一律に解決しようといつたつてそうはいかぬ。これは、時間がないから——。

建設大臣にお尋ねしたい。たとえば道路公団なんかもそうです。補償するとか、あるいは立ちのきをしてもらうとかいうような場合に、非常に泣かせているのです。道路公団のやり方なんかは非常にずさんですよ。建設大臣、これはひとつよく考えていただきたい。たとえばいうならば、かえ地をします。ところが、そのかえ地の坪単価なんかが全部千編一律なんですね。ところが同じかえ地をかうにしても、百坪とか、あるいは二百坪とか、まとまつて買えば比較的地場の単価で、相場相場でいくのです。ところが四十五坪とか五十坪とか、切り買い、一筆を割つて買うというような場合には、坪単価はばつと上がっていくのです。ところが同じ公園でできた値段で、ばつと五十坪なら五十坪分しか実際には出さぬ。自分のいきたい見合いのかえ地があつても、そこにいけないといううな、實際問題とした場合に、何

といひますか本質的な基準なら基準、根本的な基準から、千編一律に全部を画一主義にやろうとするから、その事態、事態に即応した処置ができない。それで片方は泣いておるというのがあつたのです。ですから、やはり水洗便所なんかつても、その個々の問題に對して——それはいいかげんに融通性をもつてということには私は申し上げない。ある一定の基準はそれはもちろん大事だけれども、やはり臨機応変に對応してもらわねと困る、こういうことを申し上げておるのです。私のお尋ねしていることわかるでしょうか。それを。

○吉兼政府委員 御趣旨の点は私もよく理解いたしております。下水道法一部改正の去る国会の法案の審議の際におきまして、そういうふうな点、先生御指摘のような御意見、御注意もございましたので、私も十分今後配慮して実施してまいりたいと思ひます。

○鬼木委員 それでは、警視隊からやかましく言われますので、きょうはこの程度で、またそのうちにいろいろ教えていただくことにいたしまして、きょうはこれで終わります。

○天野委員長 本案に對する質疑はこれにて終了いたしました。

○天野委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立終員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案について、明二十六日、新東京国際空港公団總裁今井榮文君を参考人として出席を求め、意見を聴取することにいたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回、明二十六日金曜日午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

昭和四十六年四月十二日印刷

昭和四十六年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局